

平成18年6月14日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橋 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	蛭 井 のり子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	上下水道事業所・水道事業所長	西 村 隆 志

（開議 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

平成18年第3回太子町議会定例会におそらいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしく

お願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、10番井川弘美議員。

○井川弘美議員 皆さんおはようございます。

通告に従って一般質問を行います。太子自由クラブ、10番井川弘美。

1、学校医、薬剤師について。

3月にもお聞きしましたが、再度お伺いいたします。

複雑な要件がたくさんあると思いますが、どのような手続があるのでしょうか。

1、指定薬剤師の権限は誰にあるのでしょうか。2、町内の関係者は。3、長期間同じ方に指定された理由。4、特定の方が指定を独占することに対して問題があると考えのですが。5、今後の対応はどのようにされるのですか、お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校薬剤師につきましては学校保健法により大学以外の学校に置くこととされております。その任免につきましては教育委員会が委嘱することになっております。また、任期につきましては2年でございます。

従来より、その委嘱に当たりましては揖龍薬剤師会よりご推薦をいただいた方をお願いをいたしておるところでございます。なお、太子町内では13名の方がおられます。今後も薬剤師会からの推薦をいただいた方を基本的に委嘱させていただきたいと考えておりますが、薬剤師会とも調整を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 私は一つずつのお返事をいただきましたのですが。

何年前に、お尋ねしたときは、揖龍薬剤師会が決めるようなことを言っておられましたが、「選任については任期前に揖龍薬剤師

会の方に通知をし、そして資格要件のある方の中から選任をいただいて、その方を委嘱するというのが現状で、今後もそういう方法で進めていきたいと考えております」ということでしたが、その後の対応はどのようになさいますか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 薬剤師会より今後とも推薦をいただきながら、基本的には進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 2年で任期が切れるということですが、この7月に切れるはずなんですよ。その後、どのように対応されるのですか。

そして、私は薬剤師会の方へ登録しているのは太子で2名ということを知っておりましたが、今教育次長のお話では13名ということを知っております。どこでどない食い違ったかわかりませんが、私は薬剤師会へ登録しているのが2名と聞いておるのですが、どのようなことになっているのでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） まず、任期でございますけども、1名の方が今年の7月いっぱいということで切れるということでございます。ですから、私どもといたしましては、薬剤師会の方へまたお願いして適当な、適当なと言うたら言葉に語弊がありますけども、推薦をお願いしたいというふうに考えております。

それと、薬剤師会の方から、私どもの方も登録の方がわかりませんので、お聞きしましたところ13名ということを知っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 また、同じようなことですが、ほかに資格のある方は1件あると聞いておったのですが、以前町から言われたときは出産を控えていたのでお断りしたということを知っております。それから、何年も過ぎて

います。その間、期限が何回も切れているはずなんですけれども、その間、継続、どないいうんですか、登録者が今のところ、現薬剤師は1人ですが、その間、1件のお家が断られた十何年間、そのまま継続ずっとしておられて、町の方からは何も言われていないんでしょうか。

それともう一つ、前の次長との引き継ぎはどのようにお聞きになっておりますでしょうか。

○議長（熊谷直行） 井川議員ね、この質問、学校薬剤師全般について、ほかのことも一緒に質問しとってください。その都度、まとめて答弁していただきますんで。これが終わってまた次じゃなくて、この1番の学校薬剤師について。

○井川弘美議員 私ね、一つずつ項目を上げていたので一つずつお聞きしたいと思うていたんです。

○議長（熊谷直行） 一応まとめて質問をお願いします。

教育次長。

○教育次長（塚原二良） 前任者との引き継ぎということでございますけども、以前から、要するに揖龍の薬剤師会よりお願いしまして推薦を受けた方を委嘱しているということでございます、何ら変わっておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 議員の方々も薬剤師についてよく質問されていますよね、今までに。検討する結果を、検討する、検討するだけで結果を余り聞いておりません。

そして、この学校医等名簿というんですか、これ私が手に持っているのが14年度なんですけれども、何年度から指定を受けておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 先ほど言いましたけど、この件だけに今こだわってますけども、ほかの薬剤師の関係で質問項目があったら全部一緒に今言っといてください、続けて。

○井川弘美議員 そしたら、今後の対応はどのようにされるのですか、お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 学校医につきましては揖龍の医師会の方へお願いして推薦をいただく方、また、今お話になっております薬剤師については揖龍薬剤師会の方からご推薦をいただいた方というふうに、今後ともそのような方向で委嘱をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 そしたら、今のお話では、このまま、また継続するような感じを受けたのですが、7月に切れた場合、どのような対処をされるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 基本的には、私もといたしましては、揖龍の薬剤師会の方へまたご推薦をお願いしたいということをお願いをいたします。その中で適当な人材といいたまいますか、ご推薦があれば、その中でまた任命していくというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 皆さん平等なんですから、平等に私はしていただきたいように思います。以後気をつけて満遍なく平等に町民の方をさせていただきたいと思います。

ほいで、よく検討されて、またお返事をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） ちょっと私の方から若干補足させていただきます。

ご承知のとおり、この薬剤師さんて申しますのも学校の方からいろいろの相談を受けていただいております。そうした中でのそれぞれの方が薬剤師としての業務を持ちながら、この学校が、教育委員会が委嘱する委員を引き受けていただいておりますので、そうした

若干の余裕と申しましたら失礼に当たりますが、そうした対応ができる薬剤師さんをお願いするというようなことでもございますので、今教育委員会の方から答弁がございましたように、薬剤師の薬剤師会の方でそうしたご相談をされ、そしてご推薦をいただくという方法をとっておるところでございます。

それぞれが順番にというようなこともなかなか難しい方法であろうと、このように思っておりますので、そうした点はご理解をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 よくわかりました。よろしくお願いいたします。

次に移ります。

斎場建設及び祭壇について、女性の立場から再度お尋ねいたします。

今から言うのはちょっと前座になるのですが、聞いておいてください。

役場は何のためにあるのですか。昔は役人が住民のために仕事をしてやっているという考えが役場という名称をつくったのではないのでしょうか。今は住民のために公僕としてお世話をさせていただいているという認識を職員は持つ時代です。この考えは町長、間違っているのでしょうか。基本的な考えをお教えてください。よろしく。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私どもは、やはり地方公務員という大きな職責を担っておるところでございます。そうした中で地方自治法にも列記されておりますように、業務はそうした法に基づいて執行しているところでございます。何も頭に座っているというようなことはございません。まして、昨今の時代、住民サービス等々に徹していかなければ、これは務まらない問題でございまして、そうした点、やはり私は職員には住民と共同で町政を執行していこうということで取り組んでおるところでございます。

それぞれの意見をお聞きしながら町政を執

行していきたいと、このように思っておりますので、職員自体もやはり地公法に沿ってその職務を十分に把握し、そして、住民サービスに努めていこうということで職員には訓示をいたしております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員ね、今の町長が挙手されたから答えていただきましたけども、これは今の話は通告には当然ありませんし、この通告に従って質疑をお願いします。

（井川弘美議員「前座なんですけどね」の声あり）

前座でも、そのことはちょっと通告にはございませんので。

（井川弘美議員「斎場に関係あるんですけど」の声あり）

だったら、事前にその項目も入れていただいていたら、町の考え方とかそういうのも問うとか、これの文章だけではちょっとわかりませんので。

（井川弘美議員「ほな、みんな言わないということですか」の声あり）

いや、中身に、これに関連することやったらいいです。だから、それを前段で言って、これをずっと続けられるのだったらいいけども、それだけ先にやられるということが、ちょっとやり方として。

（井川弘美議員「これを聞いてから中へ入ろう思いよったんです」の声あり）

いや、一緒にずっと続けてください。今の考えられた質疑。

井川議員。

○井川弘美議員 町長は基本に基づいてとおっしゃいましたが、何もかも基本に基づいてなさってるのでしょうか。

行財政改革で、以前は地方交付税で人件費を賄っていたようですが、政府の三位一体で交付税が削減される中で、職員の定数削減、賃金カットを進めなければならない時代に入ってきています。町長は職員にそれぞれ生活がかかっていると言われました。他行政では

住民の町おこしを計画しておりますが、太子町は福祉まつり、レンゲまつり等は廃止されました。住民の福祉、生活向上に結びつくような事業も計画されなければなりません。単に補助金カット、その場逃れでは役場の目的が果たされておらないように思います。

以前から私が提案いたしております町直営の斎場の建設並びに祭壇の貸し付け等に、職員の配置転換により働く場を確保できるのではないのでしょうか。

さきに、町長は業者があるからと言われましたが、今日、住民格差が問われている中、多くの住民は生活苦に苦しんでおります。いつ死に遭遇するかわかりません。だれもが必ず通る道なんです。町長は一般の住民のレベルまで目線を下げて考えてください。目線の高さが平等を阻害しておるように思います。

多くの住民の皆さんから町直営の斎場がまだですか、まだですかと問われるのです。最後は皆さんと同じ祭壇で旅立ちたいものです。安心して旅立つことのできる町直営斎場建設はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ただいま斎場の建設についてのご質問がございましたんですが、斎場の建設につきましてはこれまでも井川議員の方からご質問をいただいておりますが、これまでもお答えを何度かいたしております。

現在の状況から総合的に判断をしまして、町単独での斎場建設というのは難しいということで、これまでもお答えをさせていただいております。本日ご質問いただきましたんですが、その考え方につきましては同じでございます。

また、祭壇につきましても同様でございますが、当然直営というようなことになってまいりますと、職員の配置等を始めとしまして相当の経費、あるいは組織的な問題もあり、また、葬家の方の運営の問題等もございますので、今日の社会情勢を考えてみますと、新

たに町で取り組むというのは難しいというふうにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 たびたび私は言っておるんですが、どこが難しいのですか。よその町、市もやっていることではないのでしょうか。町で本当に住民の皆さんにサービスということであれば、祭壇だけでも取り組む意欲はないのでしょうか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） このご質問もたびたびちょうだいいたしております。そうした中で、私も答弁に立たせていただいておりますが、祭壇につきましても、従前はこうした町の祭壇をつくり、ご使用をいただいた当時もございます。しかしながら、やはり祭壇運営、こうしたご不幸がたびたびあるのであれば、そうした組み立て等々も安易にできようと思いますが、こういうことはたびたび起こってはならないことでございますし、また、いつ逆にご不幸があるかもわかりません。そうした中での対応でございますが、町有の祭壇をご使用をいただいたときに、やはりその取り扱い等々でいろいろと問題がございます。そしてまた、祭壇も年々と申しますか、いろいろと変わってきますので、そうした対応が本当に行政で賄っていけるのかといえますと、難しい問題であろうと、このように思います。町の祭壇も最終的には手垢等、またどういたしますか、時代に即さないというようなことで、最終的には廃止にしたと、廃棄にしたというようなところでございます。

先ほど部長の方が答弁いたしましたように、今のところ、この問題につきましては取り組みは難しいと、このように考えております。

また、もしそうしたことに対応するのであれば、専属の職員等も考えなければいけないと、このように思いますので、当面の間は、私はこの問題については取り組むのは避けて

いきたいと、このように思います。

また、斎場の件等々もご質問受けておるところでございますが、この件につきましても、一度揖龍衛生で、旧の揖南衛生で取り組もうということも話をしておりましたんですが、やはりこうした財政的に厳しい中での対応でございますので、旧の揖南衛生では継審していこうと、先送りをしようということで話し合っているところでございます。やはりそうした一つの組合の組織でございますので、そうした面も十分考慮しながら、また時代に即した時点になりましたら考えていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井川議員。

○井川弘美議員 今町長のお話、前向きなお考えをお聞きして、少しは安堵いたしました。祭壇についても問題がたくさんあると言われましたけど、その問題を改良して悪いところを直していくといいますが、そのようにして前進していただきたい気持ちでいっぱい。ですから、できない、できないと言われますが、本当に真剣に検討してみてください。それをよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で10番井川弘美議員の一般質問は終わりました。

次、5 番中井政喜議員。

○中井政喜議員 おはようございます。

通告に従い、議席番号5番、会派新政クラブ中井政喜、一般質問をいたします。

既に町当局には事前に2件の質問事項を通知しておりますので、明快なご回答が得られることを期待します。

それでは、一般質問をいたします。

我が町太子町では、学校給食制度が昭和48年に導入されております。住民の皆さんや学校関係者は十分ご承知のとおり、学校給食の目的は園児、児童・生徒たちの健全なる心身の発達に寄与し、また、食を共にして友達やクラスメートとのより一層の連帯感を深めることにあります。この意味合いを含んで給

食制度が導入されてきたと思います。学校教育活動の一環とは申せ、子供たちにとっては給食タイムのひとつは心の和む場でもあります。

そこで、以下3点についてお尋ねをいたします。

1つ、地元農産物を給食の食材として地産地消方法を導入していると聞いておりますが、年間の品目数、これにつきましては数もあろうかと思しますので、二、三の例で結構かと思えます。それと、年間の総重量、あわせて契約者数とその契約者に対する金額設定をどのようにされているかということをお伺いします。

2つ、園児、児童・生徒の給食の食べ残しがあると聞きますが、学校教職員の指導方法はどのようにとっておられるのか、お尋ねをいたします。

3つ、給食に対する食の安全管理体制、特に直接給食づくりに携わる人たちの安全管理と申しますか、そういったことの指導体制を、できましたら具体的に説明をいただきたいと、以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

ご質問の、まず、地元契約者の数といたしましては2業者でございます。

平成17年度の主な品目、年間の使用数量につきましては、ハウレンソウ547キロ、ネギ575キロ、タマネギ1,104キロ、大根629キロ、白菜626キロ、タケノコ1,122キロ等で11品目、総数量で5,191キログラムでございます。

金額の設定につきましては、他の登録業者6業者から見積もりを徴収しまして、その最低価格を地元の業者の購入単価ということで設定をいたしております。

2点目の児童・生徒に対する教職員の指導につきましては、学級担任による給食時間における指導と、学校栄養士職員による随時の

指導がございます。

学級担任による指導は、年々増加している偏食児童に対しまして、特に低学年において給食時間に個別指導を行うとともに、家庭訪問、学級懇談、個別懇談等を活用して食の大切さ、児童の様子などを話し合うことで、家庭との連携をして指導に当たっているところでございます。

一方、学校栄養士職員による指導は、学校給食を教材といたしまして授業の中で指導するほか、毎月給食便りを家庭に配布して啓発に努めておるところでございます。

3点目の食の安全管理体制についてでございますが、まず、食材等につきましては太子町学校給食共同調理センター業務実施に関する内規及び太子町学校給食用物資取引業者基準に基づき納入業者を登録制といたしておまして、物資の納入管理に万全を期しているところでございます。

調理場の安全管理につきましては、調理業務における労務管理を確実に実施しなければならないという考え方を持っております。現在正職調理員が4名、嘱託調理員が2名、パート調理員16名、栄養士2名で従事しておりますが、毎日の朝礼の中で安全、衛生管理の確認、また、昼に行う翌日の献立の調理の打ち合わせなど、確実な作業調整を実施し、確実な連携が図れるよう留意いたしておるところでございます。

また、正職調理員の退職に伴う人事の減に伴いまして、平成18年4月から配送業務を民間委託し、男子の正職員の調理業務の専任化を図ったところでございます。

調理場の設備、機器等につきましても老朽化が進んでいるところから、年次計画あるいは随時更新を図り、衛生管理に努めているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 細かいところの説明をいただきましてありがとうございます。

1点目の地元の農産物の給食の素材の関係で再度の質問をいたしますけれども、当初地産地消という方法で地元の農業従事者というんでしょうか、農家の食材をということで、農業経営者を育成する意味で導入されたというふうに聞いておりますし、私は、やはり地元の農産物といいますと、やはり顔の見える食材が給食に使われるということで、やはりこの食材については、やっぱり安心して顔の見える食材を使っていたということとは非常にいいことだと思います。

その中で、1点だけ要望しておきたいのは、最近は外国産の農産物とか、外国産のいろんな食肉類がいろんな面で世間では問題にされております。これから先もこの問題は全国的な問題でございますので、できることなら外国産の食材は給食にはできるだけ控えていただきたいなというのが私自身の考えでございますが、その辺の配慮も今後されるのではないかなと思うんですけど、それを1点、再度お尋ねしたいと思います。

それともう一点、給食の食べ残しの件ですけれども、教職員の指導ということになりますと、この時代、いろんな面で飽食の時代でございます。学校だけで解決できる問題ではございませんので、それも十分知っております。その中で、やはり学校給食は友達と一緒に同じものを食べるという、同じかまの飯を食べるということは、ある意味ではいい傾向であるんで、これから先、できるだけ、学校現場も難しい面があるんですけども、ぜひそういったことを、偏食をなくしたいということでご指導の方をよろしくお願いしたいと思います。

その中で、例えば、中学生になりますと、なかなか指導するというのも難しい面があるかなと思いますし、できるなら園児、幼稚園の子供たちの中では、やはりいろんな面ではまだ指導がしやすいんじゃないかなということで、その辺はどのように今後されるのかなということを、ちょっと気にはなるんですけども、その辺もちょっとお聞きしたいなと、

このように思います。

それともう一点、食の安全管理体制の関係ですけども、この時期になりますと、世間一般も一緒ですけども、食中毒ということが非常に神経をとがらす時期でございます。

例えば、食材の中に野菜類が当然入ってくるわけですが、こういったものは生でされているのか、あるいはまた、どのように消毒とかいうんでしょうか、火を通してているのか、その辺も一度確認をしたいんですが、いかがなものでしょうか。

その3点、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） まず、子供の食べ残し、そういう偏食の件についてお答えします。

最近、非常に子供にアレルギー体質の子が増えてきました。それで、私が聞いている範囲では、牛乳、チーズ、卵、添加物、豆類が子供によって食べられないという子供がおります。そういう面で非常に食生活でアレルギー等の関係で偏食が増えてきているのも事実です。ですから、それについては学校医や、あるいは家庭の保護者と相談しながらやらんことには、アレルギーが出たら何ともなりませんので、その辺は検討させていただきます。

それから、安全の面ですけど、食の最低20分前に、これは校長が先、検食をすることに、いわゆるモルモットがわりにすることを、これは国の方で義務づけられていますので、その徹底はされております。ですから、校長室で子供たちが食べる20分前に最低食べますので、もし何かあったら、校長が下痢するとか、そういうことが起きると思います。

それから、生野菜については、〇157がありました7年前から、現在は本町は使っておりません。全部蒸すか、煮るか、炊くかをしております。そういうことで、いわゆる学校だけでは非常に難しいので、家庭との連携を取っていききたいと思います。

それからもう一つ、偏食と食べ残しとの関係で、新1年生が入ってきましたら45分から

50分できるよう食べない子が最近増えております。そういう点も家庭と、やはり連絡取りながらやっていかんと、やはり一人っ子が増えてきたので、家では悠々と食べてるんじゃないかなあと、その辺も思うんで、また強制でなくて、親御さんのご理解を得ながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

外国産の食材については、本町は極力使わんように、今のところ、ほとんど使っていないと思います。そういうことを所長に申しまして、あるいは栄養士に申しまして努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 具体的にご質問の件についてご回答いただきましてありがとうございます。

この食の関係は、我々が人間生活する上でいつまでも続く問題でございまして、これからも学校給食は太子町の中にあって、本当に親御さん、ご父兄に聞きますと、本当に重宝がられているというふうに聞いております。ぜひとも太子町がある限りは、この給食制度は永遠に続けていただきたいと、このように思っております。

そういったことで、食の安全については、今のところはしっかりとされているということで安心しております。

では、続きまして、この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2点目の質問事項に入らせていただきます。

2点目の質問は保育所の給食のあり方についてお尋ねをいたします。

同じ給食のことでございますが、対象が子供たち、もっと小さなゼロ歳から5歳児の保育所の食の安全の関係をお尋ねをいたします。

まず1点目は、町立斑鳩保育所の食の安全管理体制について説明をいただきたいと思っております。

それから2つ目、新たに発足する町立石海保育所、これにつきましては指定管理者制度でもって今年の9月から保育所が発足するというので、今現在「広報たいし」で園児の募集を行っておるというふうに聞いております。この石海保育所の給食体制と食の安全管理体制について、この2点、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 町立斑鳩保育所の食の安全管理体制のお尋ねでございますが、まず、斑鳩保育所での給食の調理体制でございますが、調理師1名、調理員3名、計4名の体制でもって日々調理に当たっております。

次に、安全管理面ですが、こういった児童福祉施設を始め、社会福祉施設もそうなんです、その給食の運営につきましては多くの利用者が入所されるという集団生活の中での衛生管理と、徹底という面での難しさというものがございます、旧厚生省の時代からたびたび指導がなされてまいっております。日常では保健所の職員によります研修等が当然こういった厚生省時代からの指導の内容に基づきましてなされております。その内容の主なものといいますのは、もう大体察しはついておられると思いますけども、給食による食中毒の防止対策、それと、日常の衛生管理の充実という面でございます。

本町におきまして当然入所児童の対策につきましては、原理原則といいますか、手洗いの励行というのは今さら言うまでもございませんが、それ以外にも、先ほど申しました保健所からの注意事項に従いまして安全管理に努めております。

具体的に幾つか申し上げますと、まず、調理員につきましては専用の消毒液と使い捨てのペーパータオルでもってそれを使っております。また、調理に関係する職員並びに保育士につきましては、4週間に1回、検便を実施しております。

それから、先ほども出ましたんですが、野

菜につきましては、当然熱を加えた温野菜ということでございますし、果物につきましては殺菌をされた果物を使っております。

また、保存の関係でございますけれども、これもO157以来ですが、義務づけになっております。原材料並びに調理済みの食品を食品ごとに50グラムずつ清潔な容器に密封して入れまして、マイナス20度以下で2週間以上保存をしておるところでございます。

それと、施設的には一連の感染症の関係から保健所の指導もございまして、児童の使いますトイレの手洗い場の水道器具を自動水洗の方に切りかえておるところでございます。また、調理場につきましては年2回、専門の業者さんによりまして、ネズミ、ゴキブリの駆除を行っております。

今主立ったところを申しましたが、これ以外でも調理場の汚染防止、それと調理前、調理後の清潔ゾーンとの区分、区分けですね、調理器具、食器類の清潔の保持など、当然基本的と申しますか、そういったものですが、衛生管理の改善に、充実に努めておるところでございます。

それと、2点目のご質問でございますが、今度9月に開所いたします石海保育所につきましては安全管理面、食の管理体制のお尋ねでございますが、当然石海保育所につきましても衛生的な厨房室を新たに設けまして、給食の業務を開始するということになります。その安全管理面につきましては、指定管理者と町との間で締結をいたします協定書、指定管理協定書ですが、それと、仕様書の中で衛生、健康管理、それと給食の実施の項目において、協定ないしは仕様書の中で規定をする予定になっております。その中身の内容につきましては、先ほど申しました町立の斑鳩保育所と同様でございまして、保健所からの注意事項に従いましての内容となっております。指定管理者におきましても、給食調理等、安全管理に努めていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。  
○中井政喜議員 細かな説明をいただきましてありがとうございます。

まず、もう一度再確認の意味でご質問いたしますけれども、町立斑鳩保育所、現在調理されている方4名ということでお聞きしましたけれども、この中で調理師さんと、あとパートの方という人材で現在給食づくりされているというふうに聞いておりますけれども、学校給食の場合には栄養士さんが入ってますけれども、この保育所の中での栄養士さんはいらっしゃらないんですけれども、この辺、こういった経緯でこういうふうになってるのかなというのが、再度質問をいたしたいのと、これはちょっと古い話になりますが、平成16年になりますか、2年前に斑鳩保育所でO26が、保菌者の児童が、これは外からの、親御さんからの保菌の関係で児童、園児が斑鳩保育所で出たというふうなこともあったと思いますけれども、その辺の対応ですか、対策ですか、その後、どういうふうにとられたんかというのをもう一度はっきりと確認をしておきたいと思います。

それともう一点、新たに発足する指定管理者制度でもって町立石海保育所、指定管理者は安養保育園さんに決まったというふうに聞いてます。これにつきましても、9月という非常に時期的には中間の位置で園児募集をなさってるわけですが、当然指定管理者になりますと、初めてこういった指定管理者でもって幼児を、大事な子供の幼児を指定管理者さんにお預けするわけですが、その辺の中での協定書というんでしょうか、それがこれからなされてる段階かと思えますけれども、その一例でいいんですけれども、こういったことが安全面でうたわれてるのかなあというのが、もしご披露できれば、一事例だけでも結構ですからご披露いただきたいと、このように思うんですけども、もしできないのであれば結構ですけど。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、栄養士の配置がないのはこういった経緯なのかというお尋ねでございますが、国の方の児童福祉法第45条に基づきましての厚生労働省令が示されております。その中では栄養士の必置義務というのがうたわれておりません。というのは法的な根拠でございますが、ただ、児童に対しましての栄養量の確保ということにつきましても当然同じ厚生労働省令、同じ基準でございますが、その中にもうたっております、当然こういった栄養分をとらなきゃならないかというのはうたっております。そういった厚生労働省の指針に従いまして、本町では当然保健所の指導もあるんですが、大体毎日摂取量の記録をとっております、3カ月に1回、県の方へ提出をしております。当然県の方からも問題があれば指摘があるわけですが、県ばかりではなしに、園内におきましても改善委員会的な、全職員によります改善委員会的なものがございまして、それぞれの献立について検討を加えておるということでございますので、栄養士の配置までは考えておらないというのが、これまでの経過、現状でございます。

2点目でございますが、O26の以降の対応といたしますかのお尋ねであったと思いますが、この感染症の問題につきましては、当然本町におきましてもO157が全国的に発生をしましてから、そういった予防対策会議的な庁舎内に設けておりまして、総合的な対策をとるとというのが前提になっております。

感染症の事案を受けましての、その後の経緯でございますけれども、当然発症する前というのが大事なといいますか、我々保育所におきましても、町におきましても大事なことかということでございます。未然防止という観点でございますが、当然家庭、保護者の方と連携を密に取っていかねばなりません、やはり抵抗力の弱い、年のいかないうちの子供たちでございますので、その体調の管理ということに、保育所、それからご家庭と連携を取りもってやっておるのが一番重要な

部分かと思っております。

不幸にも万が一発生を見ましたら、どういう手順をとるかということでございますが、先ほど申しました庁内の感染症予防対策連絡会が中心になるわけですが、当然県との綿密な連携のもとでの対応マニュアルに沿いまして手だてをとっていくということでございます。

それと、指定管理者についての協定の一例というお尋ねがあったかと思うんですが、前のご回答でも申しましたんですが、内容的には斑鳩保育所ですとあっておる内容と同内容での協定ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 大体理解はできたんですが、けれども、小さな子供さんを、例えば保育所の場合ではゼロ歳から５歳という子供を預かるわけございまして、特に抵抗力が全く一番弱い段階ではないかなと思いますし、その中で預かる方も大変気苦労はされるというふうにも思います。逆に、預ける方は預ける方として安心して預けたいというのが、その趣旨だと思いますし、これから先もぜひこの食の安全、またいろんな面での気苦労はあろうかと思っておりますけれども、しっかり行政サイドとしてサポートしていただきたいということを申し添えまして、簡単ですが、以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で５番中井政喜議員の一般質問が終わりました。

次、７番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 会派21世紀クラブ、７番橋本恭子。通告に従いまして、ひとり暮らし老人対策について一般質問を行います。所管ではありますが、よろしく願いいたします。

現在の人生80年時代の人間の生涯は職業に従事し、食べるため必要な所得を得て他人に頼らないことを一人前の人間と言い、約40年間働き、人生の幼少、少年期の約20年間と、

定年退職後の20年間の高齢者は、それぞれ社会に依存せざるを得ません。

しかし、高齢者になっても人間の本能として家族から粗大ごみと言われたいよう自立し、元気で、死の直前まで働きたい、他人に余り迷惑をかけず、美しく生きたいと、身近の生活活動を自力で行うことを長寿社会のかがみにしたいものです。

急速な高齢化社会の進展で、配偶者や親族、その他のだれとも居住、生計をとみにしていない高齢単身世帯が目立っています。我が国は古来から直系家族の同居が一般的で、ひとり暮らし老人は極めて少なかったようです。しかし、戦後は核家族化の進行で、親は親、子供は子供という風潮が強まって、次第にその数が増加しています。

ひとり暮らし老人は昭和60年には高齢者世帯のうち12.4%の115万人世帯が、これが平成7年には23.6%の212万世帯と、今日では高齢者4世帯のうち1世帯はひとり暮らし老人になっているようです。性別では、女性が82%に対して男性は18%と、圧倒的に女性のひとり暮らしが多いようです。

そこで、１点目、太子町のひとり暮らし老人の実態はどうかについて伺います。

女性は単身であっても周囲の支えをうまく受け入れ、炊事、洗濯など日常生活を自立して暮らせますが、男性は日常生活のすべてを身につけることもなく、ガス管コンロや洗濯機類をうまく使えないなど、かなり不自由な孤独な生活を余儀なくされている方もあります。

老人は複雑な環境の中、暮らしに心配ない心豊かな人、年金生活でやっとな人、家事のできない人、病気や精神的不安定で孤立化している人、余り隣人と交際していない人、援助、世話、介護に期待できない人、さまざまな境遇を余儀なくされておられます。

そこで２点目、支援対策は火災報知機、緊急装置、その他について伺います。

最近特に老人が火事で逃げおくれで亡くなる事故が多発し、今年6月1日から消防法及

び火災予防条例改正され、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられましたが、新築住宅は今年6月から、既存住宅は5年以内につける必要があるようになりましたが、ひとり暮らし老人に対して火災報知機の価格は1個6,000円から9,000円するのですが、太子町として補助は考えておられますか。

また、緊急装置について。

だれにも気づかれず死亡し、何カ月もそのまま老人が死んでいた状態をよく耳にします。病気や精神的不安定で孤立している人や、余り隣人と交際していない人の安否確認が必要であります。すぐ消防署に連絡が入る緊急装置設置が大切です。工事費1万2,000円程度が2、3年前から個人負担になり、つけていないひとり暮らしもおられると聞きます。町として把握しておられますか。

それと、ひとり暮らしの老人に対し、町独自のサービス面はどうかについて伺いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の実態の把握でございますが、この実態把握につきましては、本町の地域包括支援センターの職員並びにまほろばの里在宅介護支援センターの職員によりまして、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態把握を行っております。

数字ですが、6月1日現在、ひとり暮らし高齢者数は416人。内訳としまして女性が330、男性が86という数になっております。

2点目の支援対策でございますが、これも従前から補助要綱がございまして、特にお尋ねの火災警報器、それから緊急装置につきましては、その運用を行っておりますでございます。

本町におきましても火災警報器、今議員ご指摘のように、消防法の改正がございまして義務づけがなされたということでもございますので、当然ひとり暮らし高齢者の世帯におきましても、高齢者単身世帯及び介護保険法

によりますところの要介護3以上の高齢者を有する世帯で、ともに住民税非課税ということが伴ってまいります。その方につきましては、給付ということになります。法の定めが新たにできましたものですから、この6月以降、その数が多くなるのではないかなというふうに思っております。

緊急通報装置で町は把握をしておるか、その取り付け費用1万2,000円何がしの自己負担分があるのを承知しておるかというお尋ねでございますが、町の方に直接としての声は届いておりません。ですから、把握というのが、現在のところはそういった声がしているということは伺っておりませんということでございます。

それと、その他の支援策のお尋ねがあったかと思うんですが、その他としまして、これも要綱であるんですが、ひとり暮らし高齢者訪問事業といたしまして、愛の一声運動実施要綱がございまして、これに基づきまして、満80歳以上の高齢者でございますが、これも乳酸菌飲料を週3回、2本ずつ宅配をいたしまして、健康の増進とあわせて声かけによりましての安否確認を行っておりますということがございます。

また、これらの事業以外にも職員を始め地域の民生委員さん、それから老人会員さんというふう聞いておりますが、随時巡回の訪問を行っておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 いろいろと説明ありがとうございます。

火災報知機におきましては、義務づけられたのは今年の6月1日からなんです。平成6年度から一応こういう要綱は太子町でつくられてたと思いますが、それに関して、その実態はどうであったかということと、それから、今後、今の部長の話だと申請が多くなるのではないかと想定されているようですが、これは非課税者、要介護3以上の高齢者を有する世帯で生計中心者が該当年度分の町民税

の非課税者の世帯に給付ということでありませんが、これは申請制度になっておると思いますが、見込みはまだつけられないと思いますが、対応はできるようにお聞きしましたが、どういう項目で出されるのかということ、それから、緊急通報システム事業の運営要綱について私も太子町の条例を調べておりますと、やはりこういう条例は運営要綱がつくられておりまして、そして、以前は工事費から末端器の1台の価格は7万1,400円でしたが、16年度までは県や国の補助で4分の3がされて、4分の1が町の補助でありましたが、今は工事費のみが1万2,600円、個人負担となっておりますが、これについて、私は近くでひとり暮らしの老人で、この工事費が出せない、年金暮らしだからつけてないんだという、個人ではないんですけど、ほかからちょっとそういう声を聞きましたので、このさわやか健康課の課長にも確認をしておりますが、また動いていただいたと思っております。

それで、現在、6月1日現在、その緊急通報装置は今何台設置されているかということを知りたいのと、17年度通報件数は何件あったということがお聞きしたいと思えます。

それと、今後その運行要綱の中に協力員3名を含んだもので許可ができるということですが、協力員とはどのような方々を言うのか、それについて再度お伺いしたいと思えます。

それと、その他の項目で今ヤクルトを週3回2本ずつ配達されているということでしたが、人数は、たしか今言われたと思いますが、声かけ運動の一端として何名であったかということについてお聞きしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） たくさんちょっとお伺いしましたので、ちょっとメモるのが抜けたかもわかりません。その節はまたよろしくお願いしますと思えますが、警報装置の実態、平成6年度からの実態でございます

が、申請はこれまでございません。それで、法の義務化云々が影響したのかなあと、これは推測でございます。

それと、つきまして、その申請があった場合、どういう予算的な云々ということはあるんですが、これも同じ予算科目の中で扶助費の中で組んでおります。この予算的には同じ節内で対応ができるということでございますが、その見通しにつきましては全くわからないと、数につきましてはわからないというのが正直なところでございます。

緊急通報装置の設置の台数のお尋ねがございましたんですが、この6月1日現在で126台を設置しております。消防本部の方への司令室に緊急連絡があった件数を、ちなみにということでございますが、17年度におきましての実績でございますが、26件というふうに報告数字をいただいております。

その協力員のお尋ねであつたんですが、当然ご近所の方が中心になってこようかと思えます。異常が、知らせが、一報が入りますのは消防本部でございますので、そちらから直ちに今連絡が取れる方を前もって教えていただいております。緊急時もそうなんですが、それ以外、日常の場合におきましても、やはり機器の取り扱い上、例えば線が抜けていたとか、そういった運用するに当たって支障が出た場合にも、やはりそういった協力員さんの方へ連絡をさせていただいたりということの方でございますので、ご近所が中心になろうかというふうに思えます。

それと、その他の支援の関係で乳酸飲料の配布ということで人数のお尋ねがあつたかと思えます。現在45名の方がその配布の人数ということになっております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 再度お伺いいたします。

緊急装置をつける場合、電話を引いて末端機をつけるようになっていると思えますが、これ過去にか、現在か、電話を引いていないひとり暮らしの高齢者というんでしょうか、

老人の方は太子町に何名かありましたでしょうか。

そして、もしその方がるのであれば、どのような補助対策をされているか、それについて再度伺います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 緊急装置の貸与の件数につきましては、過去には2件ということで上がっていたと思いますが、現在は1件でございます。

これらにつきましても要綱でうたっておるんですが、当然非課税世帯でございますので、通話料につきましてはご本人が持っていたくことになっております。この緊急装置を活用するに当たっては、当然電話回線の利用ということでございますから、電話に加入をしていただかんといかんというのは前提になっておりますので、そのあたりで今貸与しておりますのが1台の分と。その方につきましては当然設置ですね、電話回線の設置等々は町の方が負担をしておるとい部分でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 最後に、3月2日定例会で町長が18年度施政方針で述べられたように、住民一人ひとりが住みよい、なれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持ち暮らせるよう、保健・福祉・医療の連携を図り、人にやさしいまちづくりに努めてくださるようお願いし、以上で一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で7番橋本恭子議員の一般質問が終わりました。

次、4番井村淳子議員。

○井村淳子議員 4番公明党井村淳子。通告に従って一般質問いたします。

初めに、子育て支援、ファミリーサポートセンター設置についてであります。

ファミリーサポートセンターとは、子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が会員となって、一時的に子供を預けたり預かったりを有償で行う組織のことで

す。センターのコーディネートで安心して子供を預けたり預かることのできるよう、会員相互間の連絡や調整を行うシステムのことで

す。  
現在の厚生労働省が平成6年に新事業として立ち上げ、全国各地で設置が進んでおります。兵庫県においても昨年までに18市町で設置されております。近隣では相生市、姫路市、宍粟市、たつの市で、既に取り組みされて

おります。  
太子町次世代育成支援に関するニーズ調査の中に、仕事と子育てをする上での問題点として、就学前児童と小学校児童の保護者のいずれにおいても「自分が病気やけがをしたとき、子供が急な病気になったときに、かわりに面倒を見る人がいない」が5割を超え、「急な残業が入ってしまう」が4割を超え、仕事と子育てを両立させるために育児支援が重要であるという結果が出ていました。

町において、この対策として、斑鳩、安養、二葉の3保育園でゼロ歳から小学校就学前の児童について一時的保育事業や、緊急保育事業をしていただいております。また、そのほかにも、延長保育、土曜保育、小学校の学童保育なども、子供を産みやすく育てやすい環境や条件づくりにいろんな形で取り組んでいただいておりますことには、町長始め、担当関係者の方々に敬意を表したいと思

います。  
しかし、この太子町次世代育成支援に関するニーズ調査の結果にこたえるものは、ファミリーサポートセンターの設置が一番有効であると考えますが、当局の考えをお聞か

します。  
○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今ファミリーサポートセンターにつきまして、井村議員さんの方からご質問を受けたわけでございますが、このファミリーサポートセンター、今私ご説明せんなんと思ったんですが、議員さんの方からこういう性格のものであるということが触れられました。

私どももこの育児の支援といいますのは、今ご質問の中にも出てまいりましたが、太子町次世代育成支援行動計画というものにまとめ上げまして、広く皆様に配布もさせていただいたということでございます。

このファミリーサポートセンター、本町といたしましてはこの行動計画の中にもうたっておりません。したがって、その設置はしておらないんですが、これまでそういった保護者の方からご相談があったケース、件数的には多くはないんですけれども、ボランティアセンターで実施をされておりますちょいボラ「ひまわり」というグループがございまして、そちらの方に依頼をしたというケースがこれまではございました。

なるほど議員さんご指摘のように、ニーズ調査、この行動計画をまとめるに当たってのニーズ調査につきましては、非常に高い比率でもっての要望がございました。この町の考えでございますが、すぐさま今申されましたファミリーサポートセンターへの設置へとつながるかどうかということになるんですが、結論から申しますと、なかなか難しいということでございます。

といいますのも、会員組織、今議員さん言われました会員組織でございますので、依頼会員が多くても、サービスを提供する援助会員がそれだけ、見合うだけ集まるかどうか、また、町が直接実施団体になるのか、または社会福祉法人あるいはNPO法人などへの委託になるのかどうか、また、さらにそれらの受け皿がどうであるか、また、人的なコーディネーターはどうやってやるのか、そういうこの事業の実施に当たりましての収支を円滑に行うには相当の財政支援というのも必要でございますので、それらの課題を一つ一つ解決をした先に、また、今申しました行動計画との整合性を図りながら事業の可能性というものを探るのが今の私どもの考え方でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 部長の方から、なかなか取り組むのには今のところは難しいという答弁であります。太子町の人口規模から具体的に先進地のことを一例紹介だけさせていただきます。

相生市では、平成9年7月よりファミリーサポートセンター事業に取り組みれております。会員数は平成10年に342名、また16年には622名、そして17年には661名と、年々増える傾向にあります。活動件数も平成16年度1,277件、平成17年度1,843件で、これも大幅に増えています。

援助内容は、主なものとして、多い順に、1、保護者の外出などの援助、2、保育所、幼稚園の登園前の預かり及び送り、3、保育所、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりとなっており、この3点が全体の65%を占めておりました。また、預かれる子供の年齢はゼロ歳から12歳までとしており、今年、18年4月からはさらに子育て支援が拡充され、妊婦さんや産前産後、また保護者が病気のときや病後の家事援助も受けられるように充実されておりました。

ちなみに、援助活動の利用料金は規定として、平日朝7時から夜9時が1時間600円、土曜、日曜、祝日、軽い病気の場合の預かりで1時間800円で設定されておりました。

これは相生市の一例を申し上げましたが、この事業の根幹にあるものは、依頼する者、される者の信頼関係であるなということを学んでまいりました。

相生市では開設以来、年々会員が増え、会員の方々の喜びの声、または助かった、ありがたうの声が届いているということです。

また、今のご時世、核家族化が進み、実家も遠い、また、実家が近くても祖父母も忙しい、働いている、病気がち、かといってご近所の人に頼みにくい、こういうとき、今紹介したようなサポートを望む声は太子町でも多いと思います。

地域での子育ては保育所だけでは解決しないことも多いのです。残業で時間内に保育所

へ迎えに行けなくなるとか、病気で保育所へ預けることができないとか、学童保育終了後や学校の放課後に子供を預かってほしい、日曜日に少しだけ預かってほしいなど、いろんなことが子育てのときには必ず起こりますから、そんなとき助けてくれる人がいればどんなに心強いでしょうか。

また、働いている女性だけではなく、専業主婦の方でも、どうしてもちょっと預かってほしいと思うことがあります。そんなとき、みんなが気兼ねなく利用できる場所があればいいのと思う、この思いにこたえてくれるのがファミリーサポートセンター事業であると考えますが、先ほども部長の方からは答弁いただきましたが、町長自身の考えはいかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） いろいろとこのサポートセンターの調査を議員さん自体もされておりますし、お話を聞かせていただきましたんですが、私ども今太子町としましては、幼稚園、そして保育所、小学校の学童保育、そうした面に対応をさせていただいておりますが、先ほども議員さんの質問の中でいろいろとおっしゃっていただきましたが、やはり援助を受けたい人と、また、それを支える人、そうしたうまくかみ合わせをやっていかないといけないと、このように考えるところでございまして、そうした町民の皆さんのニーズがどこまであるか、そうした面も十分把握しなければいけないと思います。そしてまた、設置場所等々も考えあわせて、こうした団体が、組織が形成できるかどうか、そうした面も把握しながら、今後の課題として考えさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 今後の課題ということでありますので、また調査研究をお願いしたいと思います。

兵庫県の中でも18市町で既に実施されておりますし、いろんなところを見てますと、大き

い市でも小さな町でも、かなりうまくやっているなっているのを私は感じました。それに、保育所へ行くまでの時間を預かる、こういう制度が今はありません。ほんまに細かい援助のシステムであります、私たちの子供の、赤ちゃんを育てているときにはこういう制度がなくて、本当に困ったものですが、今こういうふう全国各地でこういうファミリーサポートの事業が行われている、これもやっぱり時代のニーズなんかなあっていることを強く感じております。

太子町次世代育成計画の期間は平成17年から平成21年までの5年間となっており、また「社会的動向を考慮しながら、必要に応じて見直すこととする」とありますので、私は仕事と子育ての両立支援、また専業主婦にとっても、この制度こそ有効であると考えますので、再度研究検討していただきまして、近い将来、また太子町ファミリーサポートセンターが設置されることを期待いたします。

次の質問に移ります。

教育現場の紫外線対策について。

大量のフロンガスが大気中に放出され、オゾン層が破壊されてオゾンホールができ、有害の紫外線が地上に降り注ぐようになってきました。日に焼けるイコール健康というイメージが定着しておりますが、私が子育てをしているときにも赤ちゃんには日光浴をさせるよう勧められておりました。しかし、2002年に母子手帳から「日光浴」という言葉が消え「外気浴」に改められました。

昔は夏、太陽を浴びて小麦色の肌に焼けば、冬、風邪を引かないといって、夏休みが終わると日焼けの黒さを競ったものです。紫外線といえば、しみ、しわの原因となるといった、特に女性の美容の観点からよくないという認識でしかありませんでしたが、ここ数年、テレビや新聞等で有害紫外線に関する話題が取り上げる機会が増えたことから、紫外線に対する理解が深まり、家庭での対策はUV加工の服、帽子、傘、手袋、サングラス等でとられるようになっております。

有害紫外線B波、いわゆるUVBは、浴び続けることにより免疫の低下を引き起こし、皮膚がんや白内障の原因になることがわかってきております。環境省も平成16年4月に紫外線保健指導マニュアルを発行し、国民に向けて情報発信を始めました。去年ぐらいからは気象庁でも紫外線情報を流しております。

一方、紫外線は骨をつくる働きや殺菌作用があることもわかっており、太陽のもとで子供が伸び伸びと遊ぶことができる環境をつくるのが大人の責務だと思います。

これから最も日差しがきつい、紫外線の多い季節になってきますが、太子町の学校、園での校庭やプール時の対応はどのような対策がなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育現場での紫外線対策についてお尋ねでございます。

各幼稚園、小学校、中学校の対応に任せているのが現状でございますが、大々的に対策を施しているというわけではございませんが、幼稚園では帽子を着用し、園庭での活動が長時間にならないよう保育するとともに小型のテントやビーチパラソル等で日陰ができるよう工夫し、有害紫外線に配慮しているところでございます。

小・中学校では体育、屋外活動時等において帽子の着用、休憩時に日陰を利用するなど、臨機に対応することで有害紫外線に配慮しているところでございます。

プール時に、使用時におきましては幼稚園、小・中学校ともプールサイドにテントを設置して日陰をつくり対応をいたしております。

また、紫外線に対する対応は個人差があるため、家庭との連絡も取りながら個々に対応しているところでございます。

教育委員会といたしましては、教職員に紫外線に対する正しい認識を深める必要があると考えており、学校園を指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 答弁では各幼・中・小に任せているという、特に対策はとっていないというような内容だったと思います。

私を始め、私たちが今までの認識を変える必要があると思うんです。特に女性の場合は日焼けが嫌ですからクリームを塗ったりしておりますが、男性の方はどうも紫外線対策、日焼け対策というと、何かめめっちいみみたいな考え方がまだ残っておりと思います。そういうやはり男性の方は現状を受け入れて、もう紫外線は今のオゾンホールが本当に壊されて怖い紫外線になってきているんだということを受け入れて、考え方を変えなければならぬと思います。

母親は子供の健康には特に敏感であります。有害紫外線が降り注ぐ昨今、赤ちゃん時代からUV加工の服、つばの広い帽子を身につけ、子供用の日焼け止めクリームまで塗って外で遊ばせている、そのような現状を皆さんは知っておられますでしょうか。

しかし、それが5歳になって幼稚園に入らして集団生活を行うようになると、日常的に日陰のない運動場で遊ぶことが多い子供に、首の後ろに日よけのついた体育用帽子やUVカットの水着を着せたいけれど、学校、園とかに申し出せない、仕方がないとあきらめています。帽子はかぶっていますが、従来の赤白帽子では紫外線対策にはなっておりません。

教育現場から紫外線の影響について、もっと研修を深め、また、紫外線防止の対策や子供たちへの適切な指導をしていくべきではないのでしょうか。場合によっては、首の後ろに日よけのついた体育帽子なども取り入れるといったようなことも必要ではないでしょうか。このことについて教育長はどのように認識されているのか、答弁を求めます。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 先ほど次長が答えま

したようなのが現状なんですけれど、やはり今そういうことが非常に叫ばれている中においては、やはりこれから我々教職員が、まず教職員が紫外線についての関心を高めていかないといけないと、そんなふうが一番目に思います。

それから、指導に当たっては非常に難しい面もあります。子供たちの放課後の部活動なんかは、やはりこれ、非常に規制が難しく、この辺、今後検討せなきゃどないも、やはり全部特にサッカーだとか野球だとか陸上だとか、外でするスポーツはどうしても太陽のもとでせなきゃならんと思うんで、その辺やはり、これも個人差があるというて先ほどおっしゃったんですけど、個人差も考えて勉強していきたいと、研修していきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 先進的な国では、本当に直射日光のもとでは長袖を着る、またクリームも事前に塗っておく、そういう対策もしながら進められていると聞いております。

まだまだ日本ではそういったところまでは行っておりませんが、その中でも先進的な考えを持った日本の小学校や保育園では、プールとか校庭の遊具などの上に日よけを取りつけたり、またテントを張ったりして直射日光を遮り紫外線から子供たちを守っています。

また、子供に具体的に指導したり、また、紫外線の量をはかる、掲示板に掲示するなどして注意を喚起したりする取り組みもされているところがあると聞いております。

教育現場では、小さな子供でも紫外線の害について理解をし、自分の身を守ることを自覚できるような指導をしていただきたいと思います。また、先ほども教育長も次長も言われてましたが、本当に教職員の方、お忙しい中、大変だろうかと思います、このご時世、そういうこともニュースで流れる時代でありますので、紫外線のことについても子供たちにまた教えていただきたいと思います。

また、運動会の練習のときにもできるだけテントを設置したり、陰をつくるような対策をとっていただきたいし、先ほどプールのプールサイドではテントを張っているというのですが、今まで私が学校で見てきた中では、1張りか、1張りというのかな、あの端っこ、プールの端っこの方には確かに体調の悪い子とか、また見学の子のためのテントは張っていたかと思うんですけども、プールサイドのスペース的なこともあります、太田小学校とか、あと斑鳩小学校とか、大きい学校ですね、竜田小学校をちょっと見たら、なかなか小さいプールで、そういうテントを張るスペースもないのでどうかと思うんですけども、テントを張れるスペースあるところは子供たちがプールサイドから上がっても日陰で休める、それができなかつたら、みんながバスタオルを背中にかけて対応する、直射日光を極力当たらないようにするっていう対策をとっていただきたいと思います。これからプールの季節でありますし、子供たちも楽しみにしております。本当に部活動のこともあります、こういう直射日光を当たり過ぎると皮膚がんになるっていう結果がもう既に出ております。わかっておりますので、クリームを塗るとか、そういうこともできたらお許しができるような、そういう対策もっていただけたらなあと思います。

さらに、入園とか入学時の物品購入時に、また首の後ろに日よけのついた体育帽子なども取り入れていくっていうようなことも考えていただくことを要望しておきまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で4番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、13番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 13番首藤亨。通告に従いまして一般質問を行います。

既に通告しておりますように、私は各任期の終わるごとに過去の一般質問を行った分について、検討なり協議という問題について確

認の意味で再度質問をいたしております。

例えば、1期目の議会日より、通告してまずのご存じだと思いますが、このときにも過去4年間の私の一般質問で検討を約束された事項、その他の取り組みについて10項目について確認をいたしております。今年度で3期目の年度が終わりますので、過去の3期間で質問し、検討するという約束をされたまま、その後の何らの動きがないものについて何点が質問をし、できないとか、先延ばすというようなことについては、もう既に回答をいただいておりますので、途中経過についてどうなのかということを主にお聞きしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は福祉文教に今年度から変わりましたので、今回の質問は3点に絞っておりますが、それ以外にもピオトープの問題、生涯学習の問題、環境対策、すべて福祉文教関係ですから委員会でお聞きしますので、今回は3つに絞って確認の質問をしたいと思います。特に今年度は全部長さんが変わったので、前の部長さんからこの問題引き継いでおられるかどうかの確認の意味もありますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

まず、平成8年の12月議会に都市計画税の導入についての提言をいたしました。

1市4町との合併協議会の中でも龍野市が都市計画税を取っていると、揖保郡4町は取っていないということで、取る方向で検討を進められたので、その方向で検討されているという回答を既にいただいております。部内では検討されているものと承知もしておりますし、現在行財政の推進課というんですか、推進室でそのことも検討されていることも承知をしております。

ただ、問題は、内部で都市計画税、算定したら約2億何がしか、3億円に近い金額ではないかなと思うんですけれども、それを住民との間でどう話し合いされ、どう周知されているかというのが問題です。

財源が少なくなっていますので、皆さん、

これからそういう問題があるだろうぐらいなことはいきますけども、一体どれくらいに都市計画税導入するんだったらなるんだろうか、私のうちはどうなるんだろうかと、それから、いつごろだろうかというのが一番関心事だと思うんですけども、前回の質問の回答では「広く議論をして検討する」と回答されたんですが、一体だれと検討し、これは庁内じゃないでしょう、住民で、今後どのように進められようとしているのか。

今の私の承知する中では、行財政調査特別委員会ですか、行財政改革委員会か、一般の方や学識経験者の中でもこのことを取り上げられて検討したという報告を受けてないんですが、この辺はどうなっているのか、お尋ねします。

2点目が、石海南公園についてであります。

平成10年の12月議会以来、この問題については何回か私は質問をいたしております。その回答も財政の問題、それから都市計画道路揖保線との絡み等の関係から先送りするということは聞いておりますし、承知をいたしております。

今後、きのうの提案の中で用地買収費の減額があって、少し先になるようでございますが、もともと石海南公園は吉福グラウンドの代替的要素もありますので、あの中を揖保線が走りますから、それまでには準備をしておかなければならないだろうと思うんですが、林田川の架橋とか、揖保線の実際の工事までにはできればいいわけで、地元の方もそのことはよくご承知であります。

南公園での、いわゆる住民を巻き込んだ公園方式ですね、築山とか、南に防災部分をつくとか、植栽をつくとか、地元3集落と、4集落ですか、との話し合いでいわゆる構想図はでき上がっておりますが、この辺のところについて南公園の、いわゆる路線はこのめどはどれくらいになりそうですか。

具体化して用地費まで計上するとこまで来ると、おおよそ何年か先っていうのはめどが

ついているのではないかなあと思うんですが、先送りだけではなしに具体的な年度がわかりましたらお願いをしたいと思います。

これに関連して、山電用地の空地、もったいないあの土地の活用についても一緒に質問した際には、町長はこの路線にあわせて有効利用を協議するということの回答があったんですけども、山電との協議の状況について、山電が直接するのか、一般の業者に開放するのか、それとも住宅地に変わっていくのか、この辺はわかりませんけども、この辺の経過についてどのようになっているか、お尋ねをいたします。

3 点目は、林田川鉄橋の問題です。

これは当時平成 7 年の 9 月議会で、もう今から言うたら 11 年前ですが、お尋ねしたときに、当時は国鉄でした——との協議で、あれは林田川の鉄橋で現在の基準には堤防上に鉄橋台を上げなければならないと、当時の金額で約二十数億円かかるんで、国鉄としても、建設省としても、町の負担にしても、大変なことだったし、当時 J R の電車基地のかさ上げの問題もありますので、当時は上りと下りが南と北とに分かれていた関係もあって、なかなかちょっと進みませんという話でした。

それから、林田川のもう 1 本の西側にある都市計画道路、今休止の状態になってますけども、これとの架橋との高さの問題が出てきます。あのままいりますと、堤防上 2 メーターぐらい——2 メーターも上がらんでもええんじゃないかな——路線が上がりなければならないことは確実です。

そういうような関係から、経費とか時間的な問題、それから電車基地との絡み等との問題で、なかなか難しいということは回答がっております。難しいのはわかっております。ただ、話し合いの段階でどの辺のところまで話が今進んでるのか。

その後、途中で 1 回、私聞いたと思うんです。先ほど言いましたように 4 年後に聞いたんです。11 年にね。そのときにも同じ答えだったんですけど、その後だれが、J R になり

ました関係もあって J R と交渉をし、話し合いをされているのか、その後の経過についてお尋ねをいたします。

以上 3 点について、経過だけで結構です。難しいという話は、もう既によく承知してますし、内容も知っていますので、経過だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 都市計画税、だれと検討し、今後どのように導入するかということでございますが、引き継ぎの関係でございまして、それにつきましては業務の中での全体的な引き継ぎとして引き継ぎはしております。

現在は部内での協議の中で検討しておるということでございまして、平成 17 年度から 21 年度までの太子町集中改革プラン実施計画の中におきまして、都市計画税の賦課につきましては検討項目として掲げておりまして、現在目的税の対象となる事業、これは既に実施した事業、実施中の事業、実施することを予定とした事業としての精査としては完了しております。

しかしながら、現行の課税システムにつきまして、都市計画税の課税処理につきましては対応してないということで、仮に課税をする場合には、新システムの移行後におきまして課税客体となる市街化区域内の表示登記のなされていない家屋を中心にしまして現地調査等の確認作業が実施することが必要であるということでございまして、そういうシステムの整合性も含めまして約 2 年程度期間がかかるということこの検討までをしております。

最終的には、現在の状況としましては、このシステムを導入しまして調査した結果、もし導入するならば 21 年が一番最短距離であろうということを考えております。

しかしながら、都市計画税の導入に当たりましては、法的には問題はありませんが、慎重なる判断が必要であるということでございまして、今後も検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、石海南公園の件につきましてお答えいたします。

この南公園につきましては、現在の実施計画では平成24年度に実施ということで予定されております。

それと、山電空き地の有効利用につきましてですけれども、これにつきましては、揖保線自体が山電の土地にかかることになりますので、その時点で山電さんの方から協議、もしくは山電さん自身の検討があるかというふうに考えております。

それから、林田川橋梁の件でございますけれども、余り協議はなされていないんじゃないかと、確認はしておりませんけれども、協議はなされていないんじゃないかというふうには考えております。それで、国土交通省に問い合わせてみましたところ、現在のところ改良計画につきましてははないということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 首藤議員。

○首藤 亨議員 恐らくそういう回答だろうと、予測どおりであります。

まず、都市計画税ですが、最短でも21年ということは5年ほど、4、5年先ということですから、住民が承知しておかないと、これはもう課税ですからね、法律上はOKになっとうけども、住民が「うん」と言わないと、もうそのことを口にしただけで町長が吹っ飛んでしまいそうな重要な案件です。

3万人の住民のうち、市街化地域内の住民に負担を強いるわけですから、住民が十分承知し納得しておかないと、やろうと思っても——私はやるべきだと思う、3期前から言っとうんですけども——下水道が整備されるまでは同じ条件で行きたいということで、これも理解できます。

これからいよいよ正念場です。住民を巻き込んだ部内検討は承知しとんです。住民を巻

き込んだ、いわゆる住民理解が得られるような方向での広聴、これが必要だと私は思いますので、このことを提言をし、今の状況では部内だけという、部内だけというのは事務的なことですから、これは当然職員としてすべき性質のもんです。それよりも住民がどう受けとめるかという方が重要ですから、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、山電にしても、JRの陸橋を上げるにしても、これは国を挙げての問題ですし、片や、もう阪神、阪急が一緒になろうかってというような時期ですから、山電さんが路線を延ばすというようなことは、まず考えられない。だから、駅用地としての、もう使命はほとんどないと思われます。

したがって、一時期は太子高校の移転先にはというような話もちろちら聞こえたりもしましたけども、むしろあれだけの用地ですから、企業でも来てもらえば太子町にとってはありがたい財源になろうかと思うんですが、住宅地もよしと考えます。この辺のところ、あちらさん任せでなしに、町の方から積極的に話しかけないと、事は一つも前へ進まないと。

この間の雨でも被害がありました。皆さんの中でも顔を見たら51年災害を承知のメンバーがこん中でも部長以外には職員ではほとんどなくなっております。51年災害のときに、あそこの状況がどうだったかというのをもう一度災害史でも見直してもらってしておかないと、えらいことになりますよ、それこそ。

林田川の今、ルネッサンスで堤防のかさ上げ工事や補強工事がされてますけども、あそこをせきとめたら、もう上ではらんするしかしようないですわね。阿曽でどれだけの防災工事をしたか、この辺のところも十分承知して、町側が積極的にそれぞれの機関に話しかけないと前へ進まないということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で13番首藤亨議員の一般質問が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2 番服部千秋議員。

○服部千秋議員 2 番服部千秋。通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、健全な財政力を持つためにどのようなことができるかと当局として考えておられるか。これについてお尋ねをいたします。

地方公共団体にとって健全な財政力を持つことは極めて大切なことであります。そこで、当局として財政力を高めるためにどのような手だてがあるかと考えておられるかをお伺いいたします。

現実に可能な範囲で考えて、本町の場合、財政力指数はどれくらいまで高めることができるかと考えるか。

財政力指数を高めるためにどのような手だてがあるかと考えるか。

まちづくりのビジョン、町の施策としてどのようなことを考えているか。

例えば、現実に工業用地は不足しており、現在の工業用地以外に企業が来にくい状況があります。また、インターチェンジランプがあるのに、まちづくりの点からいうと十分活用できていないのではないか。

本町は姫路市のベッドタウンとして発展してきた面がありますが、これからのまちづくりはベッドタウンか、工業化か、農業化か、どのように描こうとしているのか。

若者が住みついてくれ、子供を産んでくれ、働く場所があり、少しずつでも人口が増えていく、そして財政的に安定している。そのような町をつくっていくべきだと私は考えますが、当局はこれについてどう考えておられるか。また、同じように思われるとすれば、どのようにすればよいと考えておられるか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(熊谷直行) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) まず、財政力指数はどのくらい高めることができるか、またどのような手だてがあるかという、1 番、2 番、あわせてお答えさせていただきます。

まず、財政力指数は地方交付税法の規定によりまして算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3 カ年の平均値であるということでございます。

平成16年度決算時の本町の財政力指数につきましては、0.67、県下で23番ということですが、県下平均値が0.51で、0.1ポイント高くなっております。それをどのくらい高めることができるかという点でございますが、基準財政収入額に影響のあるこの国税、県税、町税の推移、そして基準財政需要額に影響する今後の事業と、その進め方によりまして算定するということになりますので、複雑な要素がございまして、現時点でのその推測ということは困難でございます。

また、指数を高める単純な手だてといたしましては、新発債、新規発行の地方債ということでございますが、その抑制、それとともに課税客体の的確な捕捉、課税漏れがないか、正しい課税がされているかということが、把握することが一番ということでございます。

次に、3 番目のまちづくりビジョン、町の施策としてどのようなことを考えているかということでございますが、まちづくりビジョンにつきましては平成12年度、12年に策定いたしました第4 次太子町総合計画、この理念「和のまち太子」の実現を究極の目的としまして、「健康で生き生きと暮らせるまち」、「豊かな人間性と創造性を育むまち」など、魅力あるまちづくりを目指しまして6 つの町の将来像というものを定めて展開しているところでございます。

工業育成につきましては、総合計画の中で「活力のある商工業の振興」と位置づけまして、現在S E D、この新工場の誘致がなされ

ました。

また、インターチェンジランプの活用につきましては、町全体の土地利用の観点から、県の創設しました特別指定区域としまして、山田、太子北、阿曽、それぞれのランプ付近を流通業務施設が建築できる区域としまして、平成18年3月24日に区域指定が決定されております。

町としましては、このように調整を図るとともに、阿曽、松尾地区におきましても土地利用に関する議論や計画策定の協議が現在進められております。

いずれにしましても、町の羅針盤と言うべき太子町総合計画が描く将来像が町の目標とするところでありまして、この「和のまち太子」、この実現に向けまして総合計画及び実施計画に掲げましたこの施策を計画的に行っていくことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今お答えいただいたことはごもっともだと思いますし、なかなかこれはお答えになるのが難しいことだと私も思っております。ですけど、もう少し積極的なお答えが私は欲しかったところでございます。

今のをちょっと若干反すうしてみますと、税金をきちんと取るとかは取るとか、借金をしていかないとか、それから、総合計画に基づいてやっていくんだと、それから、S E Dが誘致したとか、阿曽、松尾、山田のところには、そういう流通業務施設の特別指定区域を設けたということですが、そういうことはもう既に私たちに委員会等でお話しいたしているところであります。

私は実際に本当にやるのは大変なことだと思いますけれども、例えばですね、今おっしゃった阿曽、松尾、山田の3つの地域における流通業務施設の都市計画法の特別指定区域の受け皿はできているわけですけども、私が申し上げたいことは、これらの地域において、地元と連携を取って環境にも配慮した上で、貨物自動車運送事業法、倉庫業法に規定

されている事業の展開がされるよう、町としても積極的に対応していただきたいということです。法的に知事からいただいた認可を生かす努力を考えようとする姿勢で、鋭意努力していくというくらいの答弁が欲しかったわけです。

総合計画、都市計画マスタープランの目標を達成するためにとった措置であると思いますが、町として動かないならば、午前中の議員のほかの質問にもありましたけれど、町として動かないならば、また、じっとしているならば、なかなかこのご時世、どこの企業さんが来てくれるのかということになると思います。

私が最初に質問したときに、工業用地についても触れてるわけですけど、工業用地にしても、企業に先に町の方から声をかけて誘致の話をするぐらいの積極的な動きをし、努力してみるぐらいの回答がいただきたかったわけであります。

もちろん実現が非常に難しいことであることは承知しておりますけれども、このままだと財政が苦しい、財政が苦しいだけのそういう言い方で、現在のところいろんなことが進んでいるようにお見受けいたします。

また、公債を減らして借金をしないというようにしていくというお答えもございましたけど、そのことは、裏を返せば、できるだけ事業を行わないように考えて、どれが最低限のことかを考えながらやっていくということと直結しております。

東芝という企業に依存しているだけではないのと違いますかと思えます。東芝にももちろん頑張ってもらっていて、ほかの企業にも頑張ってもらえるように、そういう方策をとらないと、いつまでも財政が苦しいのではないのでしょうか。

工業用地は町独自でもやること自体は、よく調べてみると可能なようです。ただ、非常に難しい。だからこそ、財政力を少しでもつけるために努力していただきたい。苦しい、苦しいだけ言っているのではなくて、元気に

なるようなアイデアはないでしょうか。それを必死で考えようとはしないんですか。アイデアを考えようとしなければ、次がありません。だから、できるとは確約できなくても、本気で努力してみるというくらいの答弁がいただきたいわけです。

また、住宅団地をつくることも可能かもしれませんが、農振地域、農用地等の問題はありますが、住宅団地をつくることは当面の財政の安定につながると私は思います。

私が今回一般質問をさせていただいている趣旨は、単に財政に困っている、公債を減らす、カットできるものはカットするということだけではなく、財政力を少しでもよくしていくために担当課始め、職員全体で、また何よりここに座っておられる町幹部の皆さんに積極的に考えていただきたいということにあります。どうぞこの意味をご理解いただいて、すぐに結果が出ないとしても、よろしくご検討いただきたいわけですが、もしも今私が申しましたことに対してお答えをいただけるようでしたらお願いできますでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） そういった施策というものはありますが、あくまで現在は総合計画、22年までに策定しております「和のまち太子」に基づいたその施策の展開ということでありまして、その工業団地云々ということもございしますが、これはあくまで町が実際にやってできるものかどうか、太子町のこういう地理的な環境の中で現実可能かどうか、そういった検討も必要かとは思いますが、現在のところは、やはり総合計画に基づいた施策の展開ということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 時代が今変わってきております。財政的にも苦しい状況にもなってきております。

今部長、そのようにお答えになったわけですが、私の希望としては、可能性を探って、状況が変わっている中で可能性を探って、少しでも皆様方といろいろ話をされて、この財

政を豊かに、少しでも高めるような努力をしていただきたい、そういう趣旨で質問させていただいておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で2番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。

最初に、これまでもただしてきたり、また今後のあるべきことと言ってまいりました自立のまちづくりについてであります。

これまで、私は先例として全国に先駆けての福島県矢祭、あるいは新潟県津南、あるいは長野県の栄、泰阜等、市町村の取り組み、さらには、そのほかの先例も例にとり、太子町が自立に向けて全国各地で取り組んでおられる、その取り組みから学んで、本町でも当然具体化すべきことについて取り組みを進めると、こういうことでその対応を求めてきたわけですが、今後の課題と対応につきまして、再度その姿勢と取り組みについて説明を求めます。

それから、この自立のまちづくりの中で、私は大切だと思いますし、また税収の基礎になるべき地域経済が活性化していかなければならないと、こういう点からの一つの対応として、これまでも町の姿勢を伺ったんですが、そのときには時期尚早とのことで、また検討課題としてはありますが、具体化の方向ではありませんでした。そういうことの中で、仕事起こしの一つとして通告で指摘しておりますように、小規模工事契約希望者登録制度の導入というふうに示しておりますが、これは町に公共工事等の業者の登録申請があって、そして入札に参加できる機会ということがそれぞれ得られるわけですが、そういう規模の工事ではなく、50万円とか、今では130万円ということが全国的に言われております。その130万円以下の町が発注すべき工事について、登録さえしておけ

ば町のその業者に発注をするということで、業者も潤うことができるわけでありますから、それがひいては税収の安定的な確保にも道を開くということで取り組まれているケースがあっちこっちで出てきているわけです。そういうことの導入を改めて問うわけですが、導入して対応してはいかがかということであります。

それから、2点目に指摘をしております住宅リフォーム等の助成制度の導入ということではありますが、この件についても何回か言ったことがございます、1とあわせてですね。これは20万円とか5万円とかの範囲の助成金のようにありますが、これは非常に地域経済に波及効果大きいということで、滋賀県などでは特にいろいろ評価をして、2.5倍の波及効果があるというふうに言っているぐらいです。3割の自治体がこの導入をして、所によっては地域の商品券的な形、あるいは地域通貨というような形でこの取り組みをしているわけであります。これも制度的に言えば、住宅のリフォームにはいろんなことがあります。バリアフリーの問題もありますし、また排水設備の問題もあるわけです。これらのことを町内で町に税金を納めるべき業者が請け負った場合に、これの恩恵を受けるということで起爆剤的な要素があると言われておりまして、最近取り組みが広がっているのが実態であります。本町もこういう取り組みを進める必要があると思いますが、いかがか。

さらに、ここではちょっと申し上げておりませんので言うておきますが、農政の問題もあわせてそうであります。これまでの農政は3年ごとに対応が変わるようなことでありましたが、今度は大規模農業に対する補助しかやらないという品目横断対応の施策が出てきているわけでありますけれども、こういう中で地産地消と、それから両方が支え合うようなことが地域経済にも大きく影響をしてみますので、地産地消の対応をするようなことで農政の支えをするべきだと、このように考えますが、いかがか。

それから、3番目に通告をしております少子化対策の強化ということではありますが、ここでは、通告では乳幼児医療助成制度の対象拡大と完全無料化ということをおっしゃっておりますが、この件については小学3年というところまで実質的に拡大をして内容的に少子化対策の中で支援を行う、こういうことこそ大切であると考えますので、その点の対応。これは県の制度がございまして、県の制度に上乘せをするような施策こそ大事ではないかと、このように考えます。

また、保育対策としては、今も制度はありますけれども、先だって発表されました女性の合計特殊出生率ということで、1.25で5年連続でこの女性の生涯に産まれる出産の数が減ってきていると。これが深刻な状況でありますし、これを少なからず緩和をして子育て全体が支援できるようなことにしなければならぬと。その中で大切なのは、学童の保育所ももちろんそうなんでありまして、保育対策として第2子の保育料の軽減。これは2子、3子を出産できるような応援の形になってまいりますので、この点の取り組みが必要であると、このように考えますが、町の対応について伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、自主・自立の先進事例を参考に本町で具体化すべき対応と課題ということでございますが、従前からこういったことはお聞きしているところでございます。

各町の自立に向けました取り組みを拝見いたしますと、地理的な要件等におきまして、どうしても合併できなかったという状況のもとで、住民、議会、行政が一体となりまして確固たる自立を目指すという意味決定がなされた後に、まず議会、行政からそのための意識改革を進められたと。そして職員みずからの事務改善等の種々取り組みを実践しながら、自立に向けた厳しさを住民と共有され、真の協働を進めていることは十分に承知いたしております。これら先進事例から、まさに

職員すべてが継続したこういう意識改革こそ、まずもっての大きな課題であろうということを認識しております。この実行、実現におきまして、初めて住民の意識が自主・自立の行政振興に反映されるものと考えております。

太子町が今、鋭意進めておりますこの行政改革実施項目のほかにも参考にさせていただく例示もありますが、今までも申してきましたように、ただ個々の自治体におきましては、それぞれ異なる行政要件、行政環境というものが存在するものと考えております。太子町におきましては、職員個々の意識改革をさらに図るとともに、広範な住民ニーズに的確に対応しながら地域協働を進め、自主的な自立のまちづくりの一層の推進に努めてまいり所存でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私の方から、小規模工事契約希望者登録制度導入についてのお答えをさせていただきます。

現在、本町ではこのような小規模工事や修繕等の発注につきましては、既に町内業者を最優先に発注を行っておりまして、町内業者では対応が困難な一部の修繕等のみ町外の業者に発注しております。したがって、ご提案いただきました小規模工事契約希望者登録制度とは形としては異なるわけではございますが、太子町においては、現在の運用方法により、既に直接的に地域建設業への振興を図り、地域の活性化に貢献するものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム等助成制度の導入についてでございますが、太子町では、平成16年度より各種補助金の大幅な見直しを進めてきたところでございます。また、各課における投資的事業についても再評価を実施し、町民の皆様にご説明できる事業計画に見直しを検討しているところでございます。

住宅のリフォームにつきましては、障害者や高齢者に配慮した住宅改造を必要とする介

護世帯を対象として補助制度が既にございますが、ご質問の一般町民を対象とした新たな補助制度の導入につきましては、投資的事業や補助金制度と同じく、行政評価の一つのルールの中で検討していくべきものであると考えます。今日の大変厳しい財政事情におきまして、実現は大変厳しいというふうにお答えせざるを得ないと思います。

それと、地産地消の関係でございますが、現在18年度から品目横断とか担い手育成、いろんな農政が変わってきております。現在の区長会とか農業委員会とか、いろんなところの部署で協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 自立のまちづくりの3点目のご質問に対しましてお答えをいたしたいと思います。

ただいま少子化対策の強化を打ち出しなさいといった町の対応についてのご質問であったかと思えます。

少子化対策につきましては、もう皆さんご承知のとおり、法制化までをいたしまして国を挙げてそれぞれ自治体も、それぞれの少子化対策を進めているわけではございますが、ただいま桜井議員さんからも出ましたとおり、出生率を始めとして、その低下の歯どめにはまだ至らないということで難しい状況が続いておるとというのが今の社会の情勢かなと思います。

そこで、桜井議員さんご指摘の、保育料と乳幼児医療の対象拡大、無料化、あと軽減ということでございますが、保育料につきましては、既にご存じのとおり、第2子につきましては2分の1、第3子につきましては10分の1といった軽減の措置がされております。また、これもお承知かと思いますが、国の基準と本町の徴収基準を比べますと、平成17年度で約、大体、国の基準から申しますと、本町の基準が70数%だったかと思えます。すなわち残り20何%は町の持ち出しということ

で、そういった意味ではかなりの軽減ということで行っておるということをまずご理解をいただきたいというふうに思います。

乳幼児医療につきましても、拡大ということなんですが、ただいま本町も行革の取り組みをしておりますさなかでございます。また、ほかの福祉制度との兼ね合いといったこともございますし、また今、一般的に福祉サービスの受益者に一部負担を求めるということは、今日の福祉サービスのあり方として一般的に理解をされておるといったことから、今ご趣旨はよくわかるんですが、本町におきましては、県の福祉医療制度の中での乳児医療の制度助成を行っております。これを基本といたしまして、さらに県の制度の上乗せといったようなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今それぞれ説明があったわけですが、特に自立に向けた問題では意識の改革というのを主にやっているということで、これも言われていることなんですけれども、例えば、私も小さなことから始めないといけない問題もありますのでちょっと先例を挙げますが、1つは、トップの姿勢ということでは宮崎の綾町の取り組みというのは非常に参考になる。これは林を残すということで意見が分かれたわけですが、その取り組みがあります。やはりそれにこだわって今は評価をされてるわけですね。また町の活性化にもつながっている。そういう問題があります。

それから、同じ宮崎の清武町というところでは、これは庁舎の清掃を町長以下全職員が、委託をやっていたのをやめて実際に自分たちで行うと。週に3回程度と言われておりますが、そういうことをやる。年間1,000万円ですけれども、経費の節減に結びつけ、活気が出てきていると言われている。さらに、同じようなことが埼玉の松伏でも、管理職が時間外に庁舎の清掃を行うというような取り組みをして、全体の意識に一つの改革を呼び

かけている、内容的にやっているということの例もあります。そのほかのところでは、矢祭やらほかのところは言うに及ばずなんですありますが、これらの取り組みをやっていることも本当に生かそうと思えば、まず取り上げてやれることをやっていくということの中に具体化があるんじゃないかと、このように考えますが、いかがかと。

それから、地域経済の問題では、先ほども経済建設部長の説明した、町内でやっていることについては私も承知はしておるんですが、制度として起こしていくことによって、より一層回りの人たちができる。これは左官屋さん、大工さんとか、いろんなことがあるわけです。単なる小さな問題も含めて、小規模なものについては門戸を町内に開くという取り組みがこの制度の中で生かされるということで私言っているんです、制度化することとは。今やってることは何もやってないと言うてません。そういう意味で制度化することと言えることを言ってます。

それから、住宅リフォームについても、なぜこれらのことが小規模で補助はするけど、補助以上の見返りがあると。行政の財政活性化についても、地域活性化についても。そういう面で制度化が必要ではないかということ言ってるんですよ。誤解のないようにね。その辺をやっていくことが大事であるということ言ってます。

それから、少子化対策の問題では、どことも同じようなことをするのでは行政が一緒になるんです。しかし、太子町が自立をして、やっぱり太子でよかったなあというふうにしようと思えば、持ち味を出せるような、そういう取り組みが必要でありますから、少子化対策でも一般的な県下の取り組みと歩を合わせるとのことじゃなくて、太子町で子供が生まれた場合に、保育、さらには学童保育を含めて安心ができますよと、東幼稚園のあとの幼保一元化で待機児童をなくする問題も含めて、特徴ある、持ち味のある取り組みが必要だと思うんですけど、その点いかがです

か。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 各町の取り組みを聞かせていただきましたが、太子町におきましては、厳しい行財政環境の中、各般の行政需要に最大限の展開を図るために、この第3次行政改革大綱の実施計画に基づきまして各課題に取り組んでおります。

行政改革を遂行してこの行政基盤の強化を図るということで、持続可能な健全財政の構築に努めながら自立のまちづくりを推進していくという考えでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 小規模工事契約の制度としてという話なんですけども、現在も、先ほども言いましたように実施している現状の中で、近隣等の様子を見ながら、そのときには検討せざるを得ないかなというふうには考えております。

それともう一点、住宅リフォーム等の助成についてですけれども、これも制度として設けることになれば、当然助成をしていくわけで、先ほども申し上げましたように、財政事情のこういう状況の中で、先ほども言いましたように、厳しいということでお答えいたしておきます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） どこの自治体とも同じようではということで、持ち味を出すべきというご意見だったかと思います。

その件につきましては、私も否定はいたしませんし、非常に心に響くご提案であったというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、行政改革の取り組みの最中でもございます。

また、福祉の基本的なあり方といったことも申し上げましたんですが、さらに午前中も話が出ましたんですけども、本町の少子化対策をうたったものといまして、次世代育成支援行動計画というのがございます。その

中でも乳幼児医療につきましの助成制度についてはうたっておるわけですが、これについても先ほどの答弁と重なりますが、本町独自の、県の制度の上乗せといったことにつきましては、なかなかできないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 また後々追及しますけど、入を、入る方も——経済の活性化というのは全体的に入る方の手助けにもなっていくようなことで波及効果と言われるんですね。だから、介護でヘルパーが、長野県の例も私は挙げましたが、これまで無償でやっていたものが有償でも対応できるようになり、また国保の保険料でも負担が少なくなる、そういうような取り組みもできてる例があるわけですよ。取り組みの内容によって地域に経済循環を行うというふうになりますので言ってるんですね。その辺のことをよく理解して、後の対応を待ちたいと思います。

時間の関係もありますので、次に行きます。

2点目の政治倫理条例についてであります。この件は全国新聞紙上、マスコミの中でも絶えず問題になり、兵庫県においても宝塚市の例、神戸市の議会議員の例、また本町の助役の例、さらには過去に町長の例がたくさんあるわけですが、特に神戸市の場合は、議員が幅をきかせて、口利きをして業者を決めていくようなことが出てきたと。そういう事例があるわけですが、本町ではこういうことの議員風を吹かせるような形でやることを含めて、こういう事例の有無ということで確認したいと思います。

それから、さらには議員が絡む——先ほど言いましたが、消耗品あるいは資機材、物品の購入、事業、こういうものについて具体的な内容があれば説明を受けたいと思うんですが、そんなことがあってはならないと思うんですけども、それぞれ物品等の購入を含めた対応について今説明をいただき、そして神

戸市などでも政治倫理条例の中で、具体的には、議員なんかが言うてきたことについては記録をするということが最近になってはっきりとしてきたというふうなことが出ているわけですが、その対応について説明を求めます。

それから、2点目に、行政の幹部や議員ら特別職が絡む事件が後を絶たない、枚挙にいとまがないということがあるわけですが、その再発を防止するために、先進の自治体で定めているような政治倫理条例の制定が私は必要だと、そのように考えますが、行政としての取り組み姿勢について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 神戸市に見られる議員の口利きにまつわる事例ということでございますが、議員による不当要求に対しまして行政が応じた事例であろうかと思います。

太子町におきましては、事例の有無につきましては、既に平成16年5月に、太子町不当要求行為防止対策実施要綱に基づきまして報告を義務づけております。当然のことですが、この間議員からの不当要求といったような事例の報告はございません。

また、ご質問を、今回のこの一般質問を受けましてから各課に照会をかけましたが、過去の状況も調査したところ、該当事例はないということでございます。もちろん議員活動の一貫としまして、町民、支持者の代弁者としての個別に数多くのご要望、ご意見等を賜っておりますが、制度の内容を説明させていただきまして、それに対しましては行政執行者としてのその内容を十分に検討した上で、町が主体的に判断をし、その対応に当たっております。

以上でございます。

それと、政治倫理条例の制定ということでございますが、神戸市の収賄事件を受けまして5月の新聞に大きく報道されたところでございますが、当然特別職を含む地方公務員の

倫理の規範につきましては、地方自治法、地方公務員法、公職選挙法等におきまして厳格な定めがなされております。しかしながら、ご指摘のとおり、全国各町で公共事業をめぐる事件が続発。その対策の一つとして、倫理条例の制定といった自治体が増えております。

各団体の制定内容を見てみますと、特別職や一般職員の倫理基準、行動基準、規制基準などを定めておりますが、法に定める規制範囲を超えるものもありまして、理念のみを定め、その実効性に疑問のあるもの、その内容としましてはさまざまなものがございます。兼業禁止の拡大解釈など、個人の人權に抵触するものも見受けられるように思います。

新聞で論じられておりますが、口利きの記録や倫理条例なども一定の歯止めにはなると思いますが、根本的な解決方法としましては、個々の仕事に対する信念、強い理念を持つことであろうと思っております。太子町におきましては、職員全員が仕事に対する信念、法規を遵守する意思が強固なものとなるよう指導、研修していきたいと考えております。その上で、今後の状況を見ながら、防止対策として不当要求行為防止対策、公益通報者保護制度、口利き対策、倫理条例、そういったものの制度を検討しながら、必要なものはまた今後取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今、総務部長が説明をいたしましたけれども、町にそういう口利きにまつわるような事例はないと。ただ、議員が前には——例えばの話で恐縮なんです、議会なんかが、視察に行ったりする議員が——委員会などで、今はもう委員会での視察はやめてますけども、これまでの中では、議員が視察に行くときに、例えば小さなことなんですけども、手土産を、お菓子、菓子箱なんかを買いますと。そのときに、どこで買うかということで、議員が絡むところで買うと、

ちょっと偏り過ぎとるんちゃうかというようなことまで問題になる、ここで。そういうことぐらい物品、あるいは先ほど説明したような消耗品から、機材から、物品から事業に至るまで、議員が絡むものについてはかつていろいろ物議を醸したと。そういうようなことで、誤解を生むようなことが、かなりの圧力になって誤解を生むようなことがあってもならない。具体的に口を添えてきた者については記録をするというのは、これは当たり前の話なんですけども、だれがどういうふうに言ってきたということを記録しておくということが、いつ、だれが、どういう形で言ってきたかというようなことで記録をする。大神戸市で最近になってこんなことができるわけやね。そうでなかったら、入札制度に係る予定価格の漏洩という問題が今度揖保川町で起こった例でしょう。そういうようなことも含めて、政治倫理がしっかりしていないとこういうことが起こる。だから、一切そういう、町が主体的な判断をしとんやさかいに問題ありませんというようなことを言っておりますが、以降にそれを住民の前にさらすというようなことができるようにしておかないといけない。それは大丈夫でしょうな、一切。その点が1のことです。

それから、2の政治倫理の問題では、これは特に神戸市なんかで起こったことを含めて、兵庫県内では一応12市町で倫理条例ができていてということでもありますけれども、それらの内容も先ほど説明がありますような、市長、助役、特別職、一般職員、議員を対象にしているところは、加古川とか宝塚、いろいろ事件があったところ。それから稲美、播磨。それから市長と議員だけというのが、芦屋、川西、加西、南あわじ。それから議員のみというのが、尼崎、高砂、朝来、淡路というようなことのようにですけどね。しかし、いろいろやっている中で、今制定されてないですけども、旧の三日月町なんかでも議員のものを定めておったと、こういうようなこともありますので、これらがどれだけ有効に機

能するかというのは、情報公開条例の活用、それから積極的な情報の開示という中にこれらが検証されていくということがありますけれども、それも倫理条例がしっかりそれを裏づけておらなければならないと思いますので、倫理条例に関する制定の必要性を説いているわけですが、再度伺いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず1点目の、現実にはないかということでございますが、現在16年5月に不当要求防止対策実施要綱を制定いたしまして、そういったものはないということでございます。

それと、倫理条例の制定の関係でございますが、最終的には、先ほども言いましたような根本的な解決方法は、個々の仕事に対する信念と強い理念ということでございまして、そういったものも当然のことながら、必要なそういう公益通報者保護制度とか不当要求防止対策、そういったものの制度を十分に検討して、必要なものは今後また考えていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 次に移ります。

3点目の質問で、前助役の絡む事件について、これも2の質問とかなり重なる部分があるわけではありますが、今回、再三整理をしてはっきりしておかないといけないので、私はこの質問を毎回行うということでやってるわけですけども、今回の事件は町の公共工事に係ります契約等で高値落札を生み、結果としまして町に多大な損害を与えた。事件の全容解明と再発防止対策というのは必要でありますから、あわせてその責任を問いたいと思います。

ただ、全容が解明されたという状況に今なっておりません。ただ公判というようなことがありますけれども、なぜこういう事件が起こったのか、再発防止のためにどうしなければいけないのかということがはっきりしないといけないと思うんですが、その点と責任。

これは町長が今次議会に選任責任として、前にも言いましたが、選任責任で1割を3カ月ということで条例を出しておられるんですけども、私はそのことについて町長みずからがそういうふうにしたいと言うておるわけですから、そのことがどうこうと言いませんけれども、そんな甘いものではないと思います。

その点について、なぜかといいますと、町の職員OBの中でも幹部をされた人も含めてですけども、どうおっしゃるかという、最近の事例、神戸の矢田市長もそうなんですが、たつの市の市長、助役の例もあります。あっちこっちで出てくるのが、ちょっと減俸、いわゆる給料を減らしてお茶を濁しとると。それで済まそうという姿勢がこういう問題を生むんやというふうにおっしゃいます。私もそうやと思うんですわ。何かあったら減俸したらええんやと。ほとんどそうでしょう。それでみずからの責任はそれで終わりやと。全容の解明もしっかりやらない。これが実態だと思いますので、その点の説明責任をまず果たすべきやと、そのように思いますが、いかがか。

それから、2点目の入札・契約等の改善についてであります。これはこれまでも公契約制度に対する改善の方向が何回も打ち出されております。これまで今年度になって執行された中でも、ほとんどが指名競争入札。その中で随意契約が存在する。そういうようなことがなぜ起こるのかのことも含めて、一般競争入札しかないと言われております。そういうことがなぜできないのか、この際、しっかり説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、なぜ行っただのかといった事件の全容につきましては、新聞報道等によるところを我々は把握しておりまして、いずれ司法による判断が示されるということをおもっております。

再発防止につきましては、法令等を遵守し、職務上知り得た秘密はこれを漏らしては

ならないということを徹底し、地方公務員としての職務の執行に当たっては、全力を挙げて専念するよう指導していくということでございます。

次に、入札・契約等の改善ということでございますが、より不正が起こりにくい制度に改善していくようには、この18年度におきまして入札・契約制度検討委員会を3回開催させていただきまして、透明性のまず確保、それと公正な競争の確認、適正な競争の確保、不正行為の排除の徹底といった課題を出しまして、今現在、制度改善を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、私自身、前助役の件につきましての責任ということで、10分の1の3カ月ということで条例改正を出させていただいております。何もこれ金銭にかえてどうこうという問題ではないと、このように思っております。そうした中で、やはりあつたことがあつたという事実を踏まえて、二度とこういうことがあってはならないという意味も含め、そしてまた、今後私自身も町の最高トップとして毅然とした態度で臨んでいこうということでこうした条例改正を提出させていただいております。

そうした中で、私はなぜこれが起きるのかということになりますと、一人ひとりの自覚が足りないところにあるんだろうということを考えます。これからはもっともっと厳しい指導を職員にも徹底してやっていき、二度とこのようなことがないように頑張っていきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ただね、全容解明、なぜ起こる。起こるべくして起こるとするところがあるからですよ。ただ脅されたとかいうだけの問題ではなしに、現に私が指摘したように、会場におくられて来ても入れるようなそういう甘いことも平気でやってきたのはこの町でしょ

う。それには町長が入札執行から逃げておるということがあったわけじゃないですか。実際、点検をして、なぜ起こってきたかということがあり、その起こした責任は金銭には換算できないけれども、实际的に、はっきり言えば、そういうことで逃げてはいけないと私は言いましたが、たつのの場合で直接の揖保川町時代は八木さんが一応2分の1の6カ月ということでしょう。それで連帯責任的に市長の西田さん、それから同じ助役の松尾さんがそれぞれ、重い軽いは別としても、みずから処分するということで条例改正をしたわけですね。だから、やっぱり選任責任、管理責任というのは非常に大事なことです。そして、起こるべくして起こったという反省があれば、もっと違った対応があるかと、このように考えるんですが、そのための全容が全くわからないと。これでは再発防止にもつながらない。職員には厳しい態度で臨むと、理念とか言うてるけれども、自覚が不足しとんやと。どういう自覚が不足しとんですかね、職員の中に。そこが見えないとそれを促すことできへんでしょう。その点をしっかり整理をする必要があると私は思うんですが、いかがか。

それから、なぜですね、談合防止という中では、一般競争入札やったら本当に話をしようにもしようがない。それから、規模にかかわらず随意契約——先ほど随契やっというて言いましたけど、その答えもないですが、何で随契になったんか。例がありますやろ、今度でも。すべてが指名競争でやっておいて、一部は随契になつとると。3,124万8,000円のやつが随契になつとるでしょう。入札報告書の中でありませうがな、随意契約、神名工務店。何でそういうことになるんか。指名競争入札というのは談合の土壌をつくるんです。そういうものもはっきり整理しないとイケない。今年に入って執行されたのは、すべて指名競争じゃないですか。だから、金額の多寡じゃないんです。改善するんならとことん改善せなあかんと。そういうことをやるべきと思うんです。

それと、これまで町長を告発したりいろいろやってきたもの、それから事件に絡んだものが指名に入る、入れる。それも基本的なペナルティーが軽いんだと思います。その辺はどういうふうになっておるのか。けじめが必要やのに、けじめがついてないんじゃないかと、このように考えますが、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 入札に当たっての制度でございますが、一般競争入札、指名競争入札がございます。一般競争入札という制度でという、今、議員のご提案が1つはそれであるというふうに思います。

ご案内のように、太子町の入札に当たりましては、いわゆる一般競争入札にする場合というのは、2,500万円以上の土木工事にというようなことを掲げております。したがって、舗装工事についてはそこまでをいたしておりませんので、指名ということにもなっておりますし、それから指名競争入札すべてが悪いといひますか、そういうことではないというふうに、県とか国の方でも、いわゆる中小の企業に対する指名のあり方といひますか、発注のあり方というものを実は出しております。それはどうしても地元業者のといひますか、そういったところの育成という視点もあるというふうに思います。すべてを一般競争入札にするということが本当にいいのかどうかということは、これは私は疑問があるのだと思います。

そういう意味で、太子町の場合は、先ほどはたつの市の例も言われましたけど、たつの市の場合で、やっこの間の事件を踏まえて、3,000万円未満を指名競争入札にする。3,000万円以上については、今まで1億5,000万円のを3,000万円に引き下げて一般競争入札にするということにしておりますが、太子町の場合は、平成15年の4月から一般競争入札を導入、2,500万円以上にはいたしております。

そして、そういう職員の意識のあり方というのは、これはもう地公法で言ってる、例え

ば地方公務員ということであれば法の遵守ということは当然でございますので、それは自分自身でそういうことを踏まえた中で公務員としてやっていかなければならないことだと思います。常に一般競争入札が最善の事柄のようにおっしゃいますが、そういう場合もあるかもしれませんが、小さい工事をそこまでする必要があるのではないかということでは、私は疑問といえますか、そこまでする必要はないのではないかと。したがって、国においても、7億円以上を2億円というところに引き下げが将来されるというふうにも聞いておりますが、やはり小さなものについては指名競争入札ですという制度というものは、これはあってしかるべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 やっぱり工夫をしながら公募型の問題も含めて国も言うてますわな、その辺全部。何も国の場合の2億円と、それから町の場合の2,500万円と、どういうふうに比較するんかというようなことはありますよ。だけでも、太子町のように、一般競争入札いうても、指名競争入札と同じ形の、地域限定型の小さくした10社か20社程度の中にきちっと入ってしまうような、それは指名競争と変わらへんということを私言う 겁니다。その改善をやらないと談合の土壌も変らないしということがはっきりしてるから言うてるわけです。だから、他の者が入ってくると競争になったり、前にくじ引きのようになるんですよ。そういうことの中に厳しさが出てくるし、公正さも出てくるし、透明性も確保できると。そのことをやらないうちに問題があると言うてるんですよ。だから、それはずっと改善しなきゃならないと思いますし、入札・契約制度に関する取り組みの問題は全国的にも何回も出てくるし、今後も改善しないと。明石で何回も会合が行われ、太子町も行きよんか行きよらんか知りませんが、やっぱりそういう中でしっかりと学ぶ

べきことは学んで、それで絶えず改善するということでないといけません。これがベターだと私は、一般競争入札というのはそういう面言えば大事なことで、本則ですから。だから、本則に基づいてすべてを行った上で不備な点がどこにあるかを整理すべきかと。まずはそこから始めようということを私は言う 겁니다。その辺だけ心得てやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議員がおっしゃるのはごもっともだと思います。本則であるということも踏まえた中で、先ほど申し上げたことを私ども太子町としてはしております。

先ほども言いましたけど、いわゆる「中小企業者に対する官公需確保の推進方針」というそういった兵庫県からの文書も来ております。それに基づきますと、やはり小さなものについては中小建設業者に対する配慮の中に地元建設業者云々のことも、指示といえますか、そういう文面もあります。そういうことを踏まえた中で、確かに制限つき一般競争入札ということになれば、もう少し範囲を広げるといようなことも議員おっしゃるのももっともな面もありますが、この揖籠といえますか、いろんな行政間のバランス等も考えた中で、太子町としては今の制度の中で実行といえますか、執行しているところでございまして、ただ、こういったことが起きたので、今後も、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、入札制度検討委員会の中で十分改善の余地があるかどうかを検討していきたいと、このように考えております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 次に移ります。

それでは、次に――今の件は後々何回もただしていって、決算でもただしたいと思いますので、しっかりやってほしいと思います。

次に、4番目の質問の教育基本法を守る教育について伺いたいと思います。

この件では、今、国会で教育基本法の改正が取りざたされているわけですが、こ

れは憲法や政治との絡みで大きく前面に出てきているわけですが、特に集団的自衛権の問題などの憲法9条2項の改正とあわせて教育基本法の改正も出てきているわけですが、私はここにも指摘をしておりますように、諸悪の根源が全部教育にあるかのごとく主張をされて、そして愛国心を押しつける教育内容に変えようとしていると思うんです。これについての教育委員会としての対応を最初に伺いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 桜井議員がおっしゃる、愛国心が強制されることがあってはならないと、私もそれはそんなふうには思っております。戦前の経済だとか、思想だとか、あるいは生活だとか、あるいは教育が統制されたような、「物言えは唇寂し」というような、ああいうような世の中になってはいけなと。それから、国歌・君が代を愛国心のもとに、あるいは国旗・日の丸を愛国心のもとに前面に打ち出して、これは強制でなくて統制という形で昔は、戦前は行われた。あのような世の中を危惧するのは、多くの国民は、戦前を知ってる国民はみんな持っているだろうと思います。この教育基本法を守るために教育委員会として何をどんなふうを考えているんかということについてお答えします。

現行の教育基本法は、ご存じのように、戦後間もない昭和22年に、我が国の教育の基本を確立するために施行された。それから、そういう意味で教育基本法の普遍的なところ、すなわち理念や原則は守らなければならないものと考えております。例えば、個人の尊厳とか、平和とか、福祉とか、自由とか、平等とか、中立性等々については当然のことであり、しかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及・徹底していかなければならないととらえております。そして教育の目的は、教育基本法が一番初めのところに掲げてありますように、人格の完成を目指して今後とも行っていかなければならないと。ですから、そのあり方、指導に当たっては、当然のこと

ですけど、誠実に努力するというのを第一に考えていきたいと考えております。

それから、さらに現在の教育基本法の3つの大きな特徴——教育の機会均等、義務教育費の国庫負担、基本的人権の尊重、これらがどういうふうになっていくか。これらをやっぱりしっかり踏まえた上で教育の理想を貫いていかなければならないと、こんなふうには思っております。

教育基本法の改正は、ですから拙速に走ったり、あるいは慎重さを欠くような議論は、我々教育者としては考えて指導していかなければならないと。それから、教育基本法は1政府、1与党、1個人のものではない。現在及び未来の国民すべてに与えられているものであるととらえております。ゆえに教育委員会としましては、今回の審議の状況を注視し、しっかりと取り組んでいかなければならない大きな課題と、こういうふうにとらえております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これ教育長は、首藤町長が再選をされて初めての議会のときですか——だれが言うたか忘れましたが、議員が、町長をどう支えるんか言うたときに、教育長はその議員の質問に対して、教育基本法を守って支えると、言われましたな、本席でね。忘れられましたか。いやもう会議録見たらすぐ出てくることで、端的に言われました。私は覚えとんですよ。どういうふうに答えるんかなあと思うたら、そういう答えをしたから覚えとんです。

特に私は、内心の自由にかかわるようなことを、これは私も終戦の時に、まだ小さいですけども、いわゆる忠君愛国のもとに侵略戦争がずうっとやられて、終戦が5歳ですから余り覚えていないこともありますが、何回かここでも言いましたけれども、進め、一億、火の玉だということで公民館なんかにも張り紙をして、すべてのものを動員をする。そして金などは供出をする。警鐘台が切られたこ

とも、私は小さいながらも見とんです。そういう中では何が起きたかという、強制されたことがそこにある。戦後教育の中ではいろいろ教育者も今まで言うたことを転換させなきゃならんということで、いろいろ反省されたり、嫌になったと言われる方もある。そういう中で今回教育基本法が憲法9条の改正とあわせて起こり、進めようとしているわけですから、忠君愛国の思想が必要だということで、今回のような教育基本法改正に踏み切る——以前から言ってる連中はおるわけですけども、私はどこをどう変えなきゃならんということは多分本当じゃない。前文にしても1条、それから特に10条ですね、基本法の。ここで読み上げよったら時間がかかりますんで、前文も読み上げませんけれども、1条の教育の目的、あらゆる干渉を排して、そして教育が自立していかないと、先ほども言われたように、1政党とか、一部の者によってそういうふうに進められることはいけなし、拙速はだめだということは私も同感なんです。やはりここに変えなきゃならない要素が私は教育基本法の中にはないと。憲法を醸成していくためにも、前文に示しておりますように、憲法の精神にのっとって教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本法を確立するため、この法律を制定するという、これは大事なことだと思うんですね。憲法はそういう中で形づくられていくし、魂も入れられる、そういうことだと思いますね。

だから、そういう点から今回さらに伺いたいと思いますのは、その姿勢と守るべきことは当然のことなんですけれども、九州・福岡を中心に、通信簿の中で具体的に愛国心の問題を評価するというのが社会問題になりました。だから、本県また本町の場合に、本来だったら学校の主体性で整理されるべきもの。それで横断的にやったらどこも言われんで済むからという押しつけたというのが福岡の例ですね。だから、これは兵庫県においてはどういう取り組みで、どういう形になって、本町においてはどういう学校主体に

基づくことがどう取り組まれているか。通知表なんかにはどういう形で、もし教育委員会が何かさしがねをしとるようだったらそれは問題なんですけど、そんなことはないんだと思いますが、事例として各学校の取り組み——すべての学校の取り組みを挙げんでもいいですけども、事例として通知簿の問題についても説明を求めたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 基本的には、本町においては通知表で愛国心だとかそういうものについて、こういうふうの評価しなさいということはありません。ですから、東中と例えば西中の通信簿を見てもらしたら、中身は違ってきております。ただ、小学校の4年生から5年生においては揖龍で一体化された面があるんで、その中で「郷土を愛する」という言葉を使っております。そこは、ここに私持っておりますんですけど、そういうふうになっております。ほかは、ほかの揖龍の各中学校においては、学校ごとにおいて全部違ってきております。ですから、今おっしゃったような福岡のような例はございません。

それから、僕は思うんですけど、今回のことでいろんな方のご意見を書いておられるのを読みましたら、例えば新潟大学の教授さんの成嶋隆さんはこんなふうにおっしゃっております。子供の道徳心や家庭の教育力の低下が基本法のせいだという証拠はないと。それから、東京大学の大学院の荻谷剛彦という先生は、財政的な裏づけをきちっとすれば、抱き合わせで基本法の改正を急ぐ必要はないと、こんなふうにおっしゃってます。それ以外に、小泉首相は、教育目標であり、強制するものではない。あるいは民主党のこの問題の座長をされております西岡武夫さんという方は、水が土にしみ込むように教育することで、強制ではないと。こんなふうにも、いろんなご意見がありますんで、現場としてはそういう意見も、教育の現場によしとする面は取り入れてやっていきたいなあと思います。

それからもう一つ、これもお読みになった

かと思うんです。ここに持っとなですけど、天皇陛下がこんなふうにおっしゃってます。ある園遊会で、将棋士——将棋打ちかなあ、米長邦雄さんというて存じやと思います。その方が、日本じゅうの学校で国旗を挙げ、国歌を斉唱させることが私の仕事で、東京もそのように頑張っております、そんなふうにおっしゃったら、それはおかしいとおっしゃるんですけど、やはり強制になることではないことが望ましい。天皇も強制でないのが望ましいと、こんなふうに園遊会で米長さんにおっしゃっておられます。

ですから、私は、その考え方は陛下の言われたことやからいうて賛成するわけやないんですけど、強制でないのがやはり望ましいと、そんなふうにとらえてやっていきたいと思っておりますし、自国を愛せない、自分が住んでいる郷土を愛せないようでは寂しいと思いますし、それから自分自身の国を愛することが大事なことで、そのことについていろんな勉強をしていくことが大事で、その勉強の仕方だとか、過程だとか、あり方が問題だと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 私は、教育というのは、聖職と言われる教師集団が、本当に個々の子供たちの発達段階に応じて自主的、主体的に教育を進める、それを条件を確立していくことが教育行政の主たるもんやと思うんですけど、そういう点でこの教育基本法を守るという立場が必要だと思うんですけど、その主体性を重んじるいう点では確認しておきたいんですが、いかがですか、各学校の。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 主体性いうて、僕は主体性学習も取り組んだんですけどね、間違う人があるんです。勝手気ままにするのが主体性やと思う人があるんですけど、そうじゃないんです。やはり教育の信念なり理念のもとで先生らは、学校はやるべきやと、そんなふうにあります。ただ、全部たがをはめていく

ということについては、おっしゃるように問題があると、そんなふうに思います。以上です。

それからもう一つ、たがをはめたんは、最近の新聞見てましたら、僕見とってびっくりしたことがあるんです。それはアメリカのブッシュ大統領が、ある大学の教授が講義中にブッシュの悪口言うたら、それから半年後にその大学を追われたという記事が載っとなです。ですから、そういうことがもし、たがをはめたことととられるならば、そういうことではあってはならないと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 権力、国家介入いうて、これまあ教育長にこれを具体的にするつもりはないんですけども、旭川学力最高裁判決というのはご存じですわな。

この点を考えたときに、すべての外圧から教育行政が独立して、また教師そのものは聖職というのは何でか言うて、独自性のある教育を進めると、方針にのっとって、そういうことだと思っておりますので、以降の取り組みについてはまた聞かせていただくとして、この件は終わりたいと思います。

それから次に、第5の質問の地図混乱対策についてであります。通告でも指摘しておりますように、太子苑地域というのは今もなお地図混乱のままであります。全体ではありませんが、相当部分がそういう形になっているのが実態であります。そして、今お持ちの皆さんもそうなんですけども、これを活用するにも、また相続上の問題も含めて将来に不安を持っておられる住民の方もたくさんいらっしゃる。町道敷を含めまして、所有者と所有面積、境界を特定することがその中で求められているのが今日の実態かと思えます。

その現状についてどう認識をされているかという点で伺いたいわけなんですけど、ちょっと私は、昭和46年に、たまたま皆さんの推挙で、ご支持で議員にならせていただいて、以

来35年になるわけですが、その当選させていただいた昭和46年ですけれども、その1期目というのは、公害問題とか、あるいはまだ道路事情が非常に悪くて、町内各所で広い道路ができていても、でこぼこで、水をはねるような状況でありました。それを改善してほしいということが非常に強い要求であり、町道の舗装というのは行政施策の大きなことですが、私も再三こういうことを取り上げて改良舗装を主張したわけですが、たまたま太子苑地域、これは道路は形としては条理のような形でつくられていたわけですが、あくまで宅造業者がみずからの図面でつくり、全体のいわゆる字限図というものの、公図というものを合筆をし、分筆をするような形で地番を追っていくようなことを避けて、金銭に迫られて次々土地を分譲していったと。そういう中にあるわけで、底地が、道路の形態はしていましたが、底地は特定できなかった。そのために舗装ができない。こういうことで当時の中村町長も、事情はよくわかるんだけど、舗装できまへんと、こういうふうなことだったんです。しかし、住民の日常生活の不便さを考えるときに、何としても道路の舗装だけはしなければならぬじゃないかということで、ここの本議場でも、議会でも大論議をいたしまして、舗装だけはしようというのが40年代後半なんです。底地を特定しないまま道路認定をすると、こういうことでやりました。そこが太子苑の中だったんです。

そういうことがあり、地域の皆さんもその舗装によってかなりまあまあ、いろいろ混乱の状況を何とかしたいとおっしゃった皆さんもおられたんですが、そこから余り一歩も出ないで今日を迎えてきたわけですが、その間に、町の方も数年前に町道敷の寄附行為があります。それを受け入れるということで、1地域を特定するようなことで、ここで物議を醸した経過があります。

あわせて、私は、底地も民法に基づく時効取得の関係があるから、町の方も時効取得を

してはどうかと、こういうこともここで論議をした経過があるわけですね。この長い間にはそんな論議をしてまいりました。しかし、町だけよかったらいいというわけではなくて、地図が混乱しているわけですから、登記簿上は自分の所有物になっていても、実際上の面積も足りないような状況がある。そして人の土地の上にお家を建てることで裁判ざたにもなった経過があるところですから、それは大問題が何回かございました。

そういう中で今日を迎えてきているわけですが、やはり所有者の皆さんも高齢化が進んでまいりますし、何とかこの混乱状況を解決したいというふうに思われる皆さんも多数あります。そういうことから、町の方にも太子苑の地図問題調査委員会というところから、いろいろこれまでの取り組みの経過を含めて資料、それから要望が出されていると思うんですが、それらを全体として本当に町の認識も一にして、協力をし合って解決しないといけないんじゃないかと私は思うんです。そういう点からその対応について、現状の認識と対応について説明を求めたいと思います。

それから、あわせて2番目のところに示しておりますように、広島市東区観音原団地、これは公図の混乱のところでは全国的にもあっちこっちにあるんですが、同じようなところなんですが、ここは13年かかって地図の訂正を行うと、こういうことを労苦をいろいろされて取り組んだ経緯も説明を受けられたんだと思いますが、これらに学んだ対応が必要ではないかと、このように思いますが、いかがかと。

それから、特にこの地域でも固定資産の課税と実際の価格というようなことで、実際固定資産税の評価と課税の実態と実際の価値ということではどういうふうに見ておるのかということが問われている部分があると思うんですが、それもあわせて説明を求めたい。協議会が立ち上がった今こそ、全体として解決ができるときに解決をしないといけないんじゃないかなと思いますので、その点について

姿勢と対応を伺いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方からお答えいたします。

どう認識しているかということなんですけども、現状としましたら、平成15年にいわゆる地図問題調査委員会からの町との協議が行われております。それ以前に、平成12年に、たしか8月ごろだったと思うんですけども、龍野の法務局の方から地図混乱について調査するので、町の方も協力してほしいということで依頼がありまして、その後、地図混乱ということになりまして、太子町の方から法務局の方に申し入れをしたわけなんですけども、その法務局の回答としましたら、やはり所有者間の合意が必要であろうという見解でございました。その後、今回のご質問の中に、町道敷の所有権及び所有面積という問題でございますけども、はっきり言いまして、この辺がわかるようでしたら地図問題にならないんじゃないかと。結局この辺の問題がわからないということで、やはり全般的にすべての問題が地図混乱の地域になっているんだというふうに認識しております。ですから、現在の町道の位置については、面的にはわかるんですけども、公図上は反映されないといったことになってくるんじゃないかというふうに考えております。

それと、広島市の観音原団地の件ですけども、これも少し読ませていただいたわけなんですけども、ざっと読んだ中では、やはり住民の方が非常に困られた中で皆さんが立ち上がって、法務局とか、県とか、市とかに働きかけて、13年ですか、かかって地図訂正ができた。その中でも地図訂正に関しましていろいろ手法も書いてあったと思うんですけども、太子町の場合は同じような集団和解方法でいくのか、また国土調査法の関係でいくのか、その辺は私もちょっと現在の地図混乱の内容が十分に把握できておりませんので何とも言えませんが、やはりその辺も十分検討した中で、行政の方もそういった中

でお手伝いできるのであればしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 私はちょうどこういう時期ですから、共同して手伝うべきもの、それから何で町道敷のことを言ってるかというのは、これまでも何回かこのことは言ってるんですが、法律的に言えば、認定をかけても無効の部分がありますね。もう判例も出てますと。そういうようなことを含めて、あくまでしかし舗装しないと不便を感じるということで認定をして、そして舗装して住民の利便を確保したというのが経緯なんです。まだあなたもここ入ってないと思いますけど、その段階で中村町長とここでやりとりしてそういうことになったんですよ。

そういう経過があるんですが、そういうことを今、表に出して問題にしようとするわけではありません。町道の位置や面積が特定しとったら混乱してない、そのとおりやと思いますよ。だけど、現実には混乱してて、いわゆる後々に相続物件としても、売買物件としても、あるいは担保物件としてもいろいろ問題のあるところ、それで固定資産の問題聞いたんですけど、ちょっと固定資産の評価とかなんとかの取り組みについてはちょっと答えがなかったんやけど、だれが答えるんやったかいね。それ一緒に聞いたでしょう、私が、先ほど。

（総務部長佐々木正人「次に……」の声あり）

まあ次に言うてもろたら結構なんやけど、それもきちっと言うてくださいよ。

問題は、地図問題調査委員会いうところから、町も文書を全部受け取ったんでしょう。だれが受け取って——総務部長だったんかいね、面接して話をされたというのは。それで内容すべて、資料も提出されてると思うんですけど、それら全部読まれて、先ほども観音原のことについてはその取り組みが一部説明をされましたけれども、何で私が舗装を言うたか

いいますと、観音原の例は、舗装も広島市がしなかったと。それで、みずからが簡易舗装をやったりしている苦勞したと。そういう中で自分たちも訴訟を起こす。そしてそういう中で特定していくような形をとっていく。集団和解をしながら法律的にも裏づけを持って特定をするということで苦勞なさせて、13年かかって処理をされたというその住民の熱意と、本当に自分たちの財産を守っていかうということ。そこへ市の方も、法務局の方もいろいろ協力し合って今日があるというふうなことが観音原の激動の経験でしょう。

だから、そういうものを本町でもよく参考にして地図混乱を解消していく。今立ち上がっておられる人たちも大変だと思うんです。こういう地図全体を混乱区域と混乱地域でない部分、そして一定特定できるところから見て、そこと背中合わせになってるところは混乱でないだろうとか、そういうようなことをきちっとされて、色分けもされて今日の問題を解決をしようとしてされていること。そのことに行政が何ができるかというよりも、いろいろ積極的にかかわっていくことが私は大事じゃないかなあと思うんです。その中に町道の底地、そういうものがどうしても町としても整理をしておかないといけないから……。

○議長（熊谷直行） もう時間になります。この最後の質問にしますから、最後まで言ってください。

○桜井公晴議員 整理をしていかないといけないので、行政的にも協力をしていくということで一緒になって解決をすると、そういうことが今立ち上がっておられる苦勞と一緒にやっていくことが大事なあと思いますので、これ聞いてるんですよ。だから、提出されたものもしっかり読まれて、一緒になってどういう状況を調査をされて進めていく姿勢に立つかどうかということを問うてるんです。

それと、固定資産税についても先ほど言いました。答えがなかったんですが、やっぱり

ある方の書類も既に出てるんだと思いますが、評価の問題とあわせて価値の問題がどう問われるかということで、具体的な例まで挙げて町に申し出が、固定資産評価についての申し出があるでしょう。だから、それらもちゃんと答えができないといけないと思うんですよ。そこらを整理していただくことを最後の質問として、明快に答弁いただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

太子町としましたら、平成15年に地元の方と協議しまして、その後、法務局の閲覧及び交付関係につきましても、町から法務局の方をお願いして、公用等の関係で処理できるといったことをいろいろご協力させていただいております。

今後、最終的には国有地の問題、里道、水路の影響も出てくるんじゃないかと。そういったことで、そのときには当然今の管理が太子町になっておりますので、その辺につきましても順次整理していきたいというふうに考えております。

先ほど、道路の件につきましては、形状自体は残っておりますので、あとはやはり底地の字限図がはっきりすれば、そのときには所有者もはっきりしますので、その時点で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 固定資産の関係でございますが、確かに、現在3件の審査申し出が出ておりまして、この6月26日に審査を予定しておりまして、ただ、その結論につきましては固定資産評価審査会の、行政委員会でございますのでそこでもって結論が出るということでございますので、その中身については差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 一応87%の人たちが言われ

ているんですから、一緒になって解決していただきたいと思います。

それから、固定資産の方も問題点があって出てきていると思うんです。評価と価値の問題でね。だから、具体的に示されている内容をしっかり整理をしていただいて対応していかないとけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で16番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月16日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時35分）